

第一百五十六回 参議院環境委員会会議録第六号

		平成十五年四月十五日(火曜日)	
午前十時開会			
委員の異動			
四月一日	辞任	ブルネン・マルティ君	補欠選任
四月一日	辞任	小宮山洋子君	小宮山洋子君
出席者は左のとおり。	委員長	小宮山洋子君	
委員	理事	海野 徹君	
大島 慶久君	大島 慶久君	清水嘉与子君	
段本 幸男君	段本 幸男君	小川 勝也君	
高橋紀世子君			
愛知 治郎君			
小泉 顯雄君			
真鍋 賢二君			
山下 英利君			
小林 元君			
ブルネン・マルティ君			
福山 哲郎君			
藁科 満治君			
加藤 修一君			
弘友 和夫君			
福本 潤一君			
岩佐 恵美君			
○連合審査会に関する件	本日の会議に付した案件		
○参考人の出席要求に関する件			
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物			

について承認制度を創設するとともに、遺伝子組換え生物等を施設内等で使用する者に対し適切な扱いとするものであります。

次に、この法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する事項、遺伝子組換え生物等の使用等をする者が配慮しなければならない事項等を定めた基本的事項を公表することとしております。

第二に、環境中の拡散を防止しないで遺伝子組換え生物等の使用等をしようとする者は、その使用等による生物多様性影響を評価した上で、その使用等に係る規程を提出して主務大臣の承認を受けなければならないことといたします。

第三に、施設内での遺伝子組換え生物等の使用等をする者は、遺伝子組換え生物等が環境中に拡散することを防止するために主務大臣が定めた措置を取らなければならぬこととともに、その措置が定められていない場合には、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を取らなければならぬことといたします。

第四に、遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、相手国に對し通告をしなければならないこととともに、その使用等の内容等を表示したものでなければ輸出してはならないことといたします。

このほか、これらの措置を確実に実施するための措置命令、この法律案に基づく施策に広く国民の意見を反映させるための措置等を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその主な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(海野徹君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしま

す。

○委員長(海野徹君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の委員会に内閣府沖縄振興局長武田宗高君、警察庁生活安全局長瀬川勝久君、警察庁刑事局長栗本英

雄君、防衛施設庁建設部長生澤守君、総務大臣官房審議官田中正昭君、総務大臣官房審議官原田正

司君、法務省刑事局長樋渡利秋君、国土交通省道路局長佐藤信秋君、環境大臣官房廃棄物・リサイ

クル対策部長飯島孝君、環境省総合環境政策局長

炭谷茂君、環境省総合環境政策局環境保健部長南

川秀樹君、環境省地球環境局長岩尾總一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(海野徹君) 環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○清水嘉与子君 おはようございます。

今日は、一般質疑ということで、若干の時間を

ちょうどいいとしましたので、私は、先般策定されまし

た循環型社会形成推進基本計画を中心、若干の質問をさせていただきたいと存じます。

私は、二十世紀の最後に環境行政を担当させていただきまして、そのときにこの循環型社会形成を

いたしました。私は、この法律案の制定にかかることができました。

大変幸せに思っている次第でございます。

日本人がいわゆる大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活を享受して豊かな生活ができるようになつたというのは戦後の五十年足らずのことですが、いまして、私どもの年齢以上でようね、の者については、大変見る見る物質があり余ってきておりました。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(海野徹君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしま

けでございますけれども、そのおかげでこの経済社会の在り方が大変な廃棄物の問題を起こし、そして環境汚染を起こすというようなことで、環境行政上の大きな問題になってきたということを認識しているわけでございます。

ちょうど平成十一年の十月、第二次小渉内閣が発足するに当たりまして、この平成十二年度を循環型社会元年と位置付けまして、そして基本法の制定を図るということが当時の与党でございます。

自公の中で合意を得まして、そしてこれをいよいよ実現することになつたわけでございますけれども、ちょうど環境庁が環境省に発展するということもありまして、これ非常に循環型社会形成を推進していく大きな官庁として大きな役割を期待を担つて進めるこになつたわけでございまして、役所の中でも大変にこれ盛り上がつたと思いまますし、また国会の中でも大変な論議があつたわけでございます。

この循環社会作りの具体化に向けては、廃棄物だとかりサイクル対策など、その全体の基本計画を作る、これが法律の中、基本法の中での大きな問題だつたわけですけれども、この基本計画を法律の中では十五年の十月までに作るということを決めてあつたわけでございますけれども、鈴木大臣、大変な御努力によりまして、半年前倒しして、三月の十四日には閣議決定をされて、こうしてこの基本計画ができたということで、大変私も感激している、歓迎しているところでございま

す。

〔委員長退席、理事小川勝也君着席〕

そこで、この法律が制定されますときにこの基本計画について幾つかの論議がございましたので、その辺について確認的な質問を幾つかさせていただきたいと存じます。

基本法ができましてから三年でございます。こ

の間に、この基本計画の策定もそうでございます。

循環基本法ができまして、それに基づいて関連

する法案の改正も行われ、そしてこうした計画も

立てられるということで、今後ともこの循環基本

法を基に循環社会の形成に向けて着実な取組を進

みます。

そこで、まず初めに大臣の方から、具体的にどのような取組が政府部内において行われてきたのかということについて、御説明をちょうだいしたいと思います。

○國務大臣(鈴木俊一君) 清水嘉与子先生がこの循環基本法制定に当たりまして環境庁長官として大変御努力をいただいたとということを承知をしているわけであります。この点につきまして、冒頭、心より敬意を表したいと思っているところであります。

今、御質問にもございましたとおり、従前、我が国の社会経済の在り方というのは、大量生産、大量消費、大量廃棄ということをございました

が、こうしたものを作りまして、天然資源の投入といふものを抑制をして、そして環境に負荷の掛けた循環型の社会をつくっていくということは極めて重要なことであると思っております。

そういうような認識の下に、今、清水先生お話をございましたとおり、平成十二年に循環基本法、これ

が制定をされたわけですが、この同じ平成十二年、基本法を制定をされまして、廃棄物処理法の改正、それから資源有効利用促進法、こういったリサイクル関連法の改正、制定を行つたところであります。

そして、その後、平成十三年にはP.C.B特別措

置法、平成十四年には自動車リサイクル法が制定

をされたところであります。また今国会におきましてもお願ひを申し上げているところでござい

ますけれども、産業廃棄物の支障除去に関する特

別措置法案、それから廃棄物処理法改正案を今

国会にもお願いをしているところでございます。

また、循環基本法に基づきます循環基本計画であ

りますが、これも今御指摘のように、十月まで、

本年十月までというのを半年前倒しをして三月十

四日に策定をしたわけであります。

めでいきたいと考えております。

○清水嘉与子君 ありがとうございました。

数々の、だんだんに法律が整備され、そして実際に政策が進んでいくと思いますけれども、まだ循環社会に、達成するにはかなりな道のりがあるかと思います。是非よろしくお願ひをしたいと思います。

さつきも申しましたように、この法律を制定するときに基本計画について論議された問題、幾つかあるわけですけれども、一つは自然界における物質循環の扱いをどうするかという問題でござります。

この法案そのものは経済社会における物質の循環を主に取り上げているわけでござりますけれども、自然界的適正な循環について、これは盛り込むべきではないかというような強い意見がございました。この基本計画の中ではそれがどのように取り扱われているのか、この辺について御説明いただきたいと思います。

○副大臣(弘友和夫君) 先生、制定当時の大臣であられまして、私が答弁させていただくのも少しあれですけれども。 今お話しのように、当時からの論議に自然界の循環、それから経済社会の循環という、そういう自然界の循環をすべて入れるべきじゃないかといふ論議もあったというふうに聞いておりますけれども、自然界におきましては、大気、水、土壤、生物等の間を物質が循環して生態系が微妙な均衡を保つていて成り立っていると。その中にあって、我々が経済社会の中で循環を実現していくことが自然界における循環を取り戻すことにならざると。

自然界的循環の中の経済社会の循環ということ

で、そういうような観点から、今回の基本計画で

は、第四章の「国の取組」という部分の第1節、「自然界における物質循環の確保」というところで、バイオマス資源の活用や森林の整備などといふうに記述させていただいているところでございます。

〔理事小川勝也君退席、委員長着席〕

○清水嘉与子君 本当に自然の循環機能をどのよ

うに維持増進していくかということは大変重要な課題でございますし、この自然の循環に負荷を与えていたところをいかに適正に確保するか、今おつしやったようなこともあ

るると思いますけれども、これからもまだ大きな課題になるんじやないかというふうに思つております。 次に問題になりましたのは第三者機関の問題な

にですけれども、基本計画の策定というのは実際に中央環境審議会においてなされたわけでございませんけれども、もう少し環境省、そのときは環境省の力不足といいましょうか、そういうことが皆さん心配されたのかもしれませんけれども、中立的な第三者機関を新設してそこにやらせるべきではないか、そして国民の意見も反映させるべきではないか、そして国民の意見も反映させるべきだというような強い意見がございました。

実際には、環境省になつて、廃棄物行政を一元化してやるのであるから、新組織を作るよりもこの既存の中環審において、そしてやらせるべきではないだらうかという答弁をさせていただいたわけでもござりますけれども、中環審そのものがまた改組されたわけですね。たしか審議会の整理合

理化の方針に従つて改組されてしまったと。改組されでござりますけれども、中環審そのものがまた改組されたわけですね。たしか審議会の整理合

理化の方針に従つて改組されてしまつたと。改組されでござりますけれども、中環審そのものがまた改組されたわけですね。たしか審議会の整理合

理化の方針に従つて改組されてしまつたと。改組されでござりますけれども、中環審そのものがまた改組されたわけですね。たしか審議会の整理合

理化の方針に従つて改組されてしまつたと。改組されでござりますけれども、中環審そのものがまた改組されたわけですね。たしか審議会の整理合

理化の方針に従つて改組されてしまつたと。改組されでござりますけれども、中環審そのものがまた改組されたわけですね。たしか審議会の整理合

れる中央環境審議会循環型社会計画部会において審議を進められてきたところでございまして、いろいろな各界の方を代表させてそういう委員会を設置させていただきました。

この審議会は、平成十三年の四月より約二年間、十七回の審議会及び九か所の地域ヒアリングを公開で開催するとともに、一回のパブリックコメンツを実施、検討を行いました。これらによりまして国民の多様な意見を反映するよう努めてきたところでございます。

以上でございます。

○清水嘉与子君 審議会といいますと、ともすれば役所のいろんな意向を実現するための隠れみ

じやないかなんて言わることもあるわけですが、役所のいろいろな意向を実現するための隠れみのことはなかなか簡単に役所の言うとおりになんかな

るような審議会ではないというふうに思つておりますし、恐らく相当な方々がお集まりくださつて検討された成果がここに出てきているのではないかというふうに思われます。

そこで、もう一つは、廃棄物をこの法律では循環資源という形で、ごみもまた資源なりという方向を出したわけですが、改組されでござりますけれども、一体循環資源がどこにどのくらいあるのかと。そして、そ

のリサイクルの可能性などを考えてみると、こういう基礎的なデータを持つてるのはみんな事業主なんですね。その事業主がこういったデータを提出するということをやはり基本計画の中にもはつきりするべきじゃないかという御意見もあつたわけでございますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 循環基本計画は、その基本計画という性格から、個別の具体的な措置について直接的に規定するものではございませんけれども、計画の第四章の「国の取組」の中におきまして、循環資源、いわゆる廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処分の状況などについての情報提供を国が行うこと、また第五章におきましては各主体の役割を記述しておりますけれども、

事業者が循環資源である廃棄物等の情報公開を推進していく、こういったことを記述しているところ

具体的には、こうした取組にどういう例があるかということでございますが、廃棄物処理法におきまして、多量の産業廃棄物を排出する事業者に對し、その処理計画について都道府県への提出を義務付けておりますし、また資源有効利用促進法におきましても、特定省資源事業者と申しますけれども、いわゆる副産物、これを発生する事業者に對しまして、副産物発生抑制のための計画を主務大臣へ提出することを義務付けているわけでござります。

○清水嘉与子君 業界の取組がかなり進められているというふうに思いますけれども、中にはなかなか取組が進んでいない業界もまだあるわけですが、そこでも、環境省が直接業界と結んでいろいろな指導ができる仕組みになつてているのかどうか、その辺もちよつと問題あると思いますけれども、是非もう少し活発に取り組み、事業官署との関係もあると思うますが、事業者がそついたことをもっと関心を持つて、そしてデータもちゃんと出せるような仕組みを是非現実問題として作っていただきたいというふうに思つております。

次に大きな問題だったのは、やはり数値目標をどう設定するのかということでございました。基本計画の中で、発生抑制からリサイクルまで数値目標を明示するべきじゃないかと。特に、平成十一年の九月にはダイオキシン対策関係閣僚会議におきまして廃棄物の減量化目標というのを作られていたわけでございまして、平成二十一年が目標です。すよね、達成目標。これに合わせてこの計画も作られていると思つますけれども、これ、もつと前倒しするべきじゃないかというような議論も随分出ました。これはどうなつてているでしょうか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 先生御指摘のように、循環基本計画におきましては、循環型社会形成の進展度合いを測るために数値目標が置かれているわけでありまして、資源生産性あるいは廃棄物の

最終処分量などの物質フローに関する目標、それから一人一日当たりの家庭ごみの減量化など、取組に関する目標、こうしたものが数値目標として定められているわけあります。

今御指摘の廃棄物の最終処分量についてであります。これは順次前倒しをしておるわけでございまして、今御指摘の平成十一年度のダイオキシン対策推進基本方針に基づいて定められました廃棄物減量化目標では三千七百五十万トンと、こういうふうになつております。これを平成十三年には、これを一歩進めまして三千六百四十万トン、これは平成二十二年度時点でございますが、そのようにしておるところであります。

そして、今回の循環基本計画の中では、これを更に前倒しをいたしまして、同じく平成二十二年には約二千八百万トンとしたところでございます。既存の目標より約八百万トンの削減を前倒しをすると、そのような目標にしているところであります。

○清水嘉与子君 かなり具体的に前向きの目標を作つてくださったということでございます。

しかし、この循環基本法の制定に合わせまして、廃棄物、リサイクルに関します個別法、幾つかの個別法、これは環境省全部共管になつたというふうに思いますが、法律ができますと、当然個別法の改正も必要になります。なつてくるのかと思ひますが、この辺はどうなつておりますでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 循環基本法第十六条第二項では、循環基本計画は、循環型社会の形成に関する循環基本計画を除く他の計画の上位に位置するものとされておるわけあります。具体的には、廃棄物処理法、個別リサイクル法に基づく基本方針等は循環基本計画と整合性のある形で策定され、これによつて廃棄物リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するものでございます。

今御指摘の関係法律、計画でございますが、こ

れの着実な施行を図つていくことが大切であります。少なくともそういう方針には沿つてしまつて、またそこに至らなくても、その前に改正の必要性があれば、当然それも検討するという立場で取り組んでまいりたいと考えております。

○清水嘉与子君 参考になるんですけれども、後ろの方に各品目別に業界の削減目標でありますと、それから法定されているもの、品目別の目標のようなものも掲げられているわけでございます。それで、これを拝見いたしますと、そこそこみんな努力はしていると思いますけれども、もちろんここに載つてこないような業界、さつきも申しましたけれども、ここに載つてこないような業界にもつ

とこういうところに入つてもらうこと同時に、例えば、家電法なんかこれは法定されているわけですね、法律ができて。エアコンだとかテレビだとか冷蔵庫だとか洗濯機の再商品化率、重量でいくわけでしょうけれども、この目標が掲げられているわけですから、十三年度には既に、十二年度ですか、十二年、十三年にはかなりな目標より高い達成率を見つけています。

こういうことを見ますと、または非個別法の中でも当然もう少しきついといふに思うんですね。そうしますと、当然、個別法の改正といふことにもかかわつてくるんじゃないかなといふに思つてますけれども、実際問題この状況

もいんじやないかというふうに思つてますけれども、いかがでしようか。

○政府参考人(飯島孝君) 今、家電リサイクル法を例にして御質問ございましたけれども、家電リサイクル法自体は平成十三年四月に施行されました当初、いろいろと不法投棄が起きるのではないかといった話もございましたけれども、今順調に進んでいるところでございます。法律上は五年後に見直し規定がございまして、全体の法律の体系について平成十八年には法律の評価検討を本格的に実施する必要があると思っております。

その間におきましても、今、先生が御指摘になりましたように、実際のリサイクル率の目標値等々につきましては、先ほど申し上げましたように、計画、今般策定したばかりでございますけれども、毎年の点検評価を踏まえまして、必要に応じましてそうした目標の見直し等につきましても、関係法律に基づくそいつた目標の見直しにつきましても、適時その五年を待たないで行つていいかないと考えておるところでございます。

○清水嘉与子君 ありがとうございました。それで、循環社会のイメージというのが出され、いるわけでございまして、人々の生活は良いものを大事に使うスローガンライフスタイル、そして物づくりの方でいけば長寿命化、あるいはリース、とかレンタルとか、こういったものにシフトしていくような、非常に私たち本当に地球を痛め付けてきた経験を持つておる者にとっては大変いい方向ではないかというふうに思つてます。

そこで、特に日本のようないいんじやないかなことではあるが、要するに、右肩上がりのことなことではないか、確かに御説明をちょうだいして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 循環型社会と一口で言いましても、これはもう人それぞれによっていろいろなイメージをするということで、今度の計画の中では具体的なイメージもお示しをしているところであります。

それは今、清水先生が御指摘がございました、一つはスローガンライフスタイルということで、これは質のいいものを修理をしながら、手入れをしながら長く使っていこうと、こういう考え方があつばかり考えていらっしゃる時代にあって、やっぱりこういった考え方というのは非常に重要なことで、なあにかといふうに私自身思つておるわけでござります。

ただ、一方におきまして、今非常に消費が落ち込んでいる、なかなか個人消費が伸びない、そしてデフレ傾向が強いというような中で、貯蓄、おれてしまふと修理した方が高く付くというような

金を持っているのはお年寄りだから、お年寄りにもつとお金を使ってもらいましょうなんということを言わ正在する中で、それで、そういう個人消費が伸びなければ日本の経済が回つていかないと

ことで買い換えちゃうということでございます

終ります。

つを条件としております。

し、例えばいろいろな家電製品も同様であると思

の愛知治郎君 おはようございます。自由民主党

○愛知治郎君 ありがとうございます。

います。昔は町には時計屋さんがいて修理をして

いたり、それから何かテレビ等の家電も壊れれば

町の電気屋さんに頼んで来てもらつて修理をして

もらつたと、こういうことがあります。今はも

う本当に買い換えちゃつた方が早いというような

格好になつておりますので、こういうものをやは

り手入れをして長く使っていこうと。

お過ごしになられたかと存じます。私自身も切り

替えのにななか難しく感じておるんですが、

ちょっと頭をしっかりと替えて質問をさせてい

ただきます。

たたかくあります。

それから、今までは例えれば財も一人一人個人が

所有をする、しかしこれをレンタルとかリースと

か、そういうような形態に変えていって、必要な

ときに使うというようなものに変えていこうと。

こういうようなことが結果において天然資源の消

費というものを抑えて、そして環境に負荷の少な

い循環型社会につながると、こういうことでこう

したイメージを示しているところであります。

こういうような経済状況の中で、こういう物を

買わなくなつたりするということがなかなか説明

しづらいんじゃないかということではございます

が、しかし、こういう社会が発展してまいります

と、例えば先ほど申し上げました修理をする、車

なんかでも修理をする産業とか、いろいろな財を

手入れをする、そういう新たな一つの産業

と申しますか、市場も出ると思いますし、またそ

のリースとかレンタル、こういうものもまたそう

いう社会形態になればそれに合わせたそうした

経済活動も行われるのであって、一概にこういう

ことをすることが経済の停滞につながるというこ

とはならないのではないかと、むしろそういう

面を積極的に生かしていくことが私は必要

なのではないかと思つています。

いずれにしても、こういうようなイメージをお

示したわけでございまして、こうしたものをお

環境教育あるいは環境学習などを通じて広く国民

の皆さんに御理解していただく努力というものが

必要なのではないかと、そういうふうに思つてお

ります。

○清水嘉与子君 ありがとうございました。

の国別報告書におきまして、二〇〇五年の第九回

締約国会議までに国内の登録湿地数、今、平成十

一年時点では十一か所でございましたが、それを

二倍の二十二か所に増やすという国内目標を立て

て、これを国別報告書において条約事務局に提出

をしたところでございます。

この目標に沿いまして、平成十四年十一月に宮

島沼、それから藤前干潟、これに国設の鳥獣保護

区を設定をし、そして同年、平成十四年十一月に

ラムサール条約湿地として登録をしたところでござい

ます。さらに、今後ラムサール条約湿地の選

定に向けた基礎的な情報を整備するために、平成

十三年十二月にラムサール条約湿地選定基準に

おきましては、地球規模の生物多様性の保全を

目指して、重要な湿地の国際的ネットワークを構

築するというビジョンが採択されております。あ

わせて、平成十七年、二〇〇五年に開催される第

九回の締約国会議までに少なくとも世界で一千か

所の湿地を登録することが短期目標として設定さ

れました。

これは、ラムサール条約湿地の登録数が当時九

百八十二か所と一千か所に近づきつつある中で、

全世界の湿地の登録数をほぼ二倍に増加させる短

期目標を設定し、各締約国に一層の登録促進を働き

掛けるものであつたと承知しております。

○愛知治郎君 分かりました。ありがとうございました。

どうぞ増やしていくかんちやいけないと、そ

の取組をこれからまたされたわけなんですが、こ

のラムサール条約の湿地の登録による、その登録

された地元のメリットのよほどのものは何があるの

でしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(岩尾總一郎君) ラムサール条約に

湿地登録をいたしましたと、国際的に重要な湿地と

いう位置付けがまず付与されます。これによりま

して、登録湿地の地元におきましては、当該湿地

の国際的な重要性というものが認識される。当該

湿地に対する保全意識が高揚されるばかりでな

く、自然との触れ合い、環境学習活動あるいは水辺の清掃、水質保全等の環境保全活動というものが活発化することが一般的でございます。また、

地域の重要な宝という観点から、観光資源と位置

付けの事例、外国のラムサール条約登録湿地との

姉妹湿地の提携など、国際交流のテーマとする事例もございます。

ラムサール条約湿地の関係市町村では、相互に

連絡を取りつつ条約湿地の質的な利用を通じた地

域振興に取り組んでおり、環境省としても、この

ような取組に対しては引き続き助言を行つていき

ます。

○清水嘉与子君 ありがとうございました。

たいというふうに考えております。

○愛知治郎君 ありがとうございました。

是非、積極的に推進をしていっていただきたいと、私自身もできる限りの協力をさせていただきたいと考えております。

一点、先ほど申し上げましたけれども、まだまだ認知をされていないというか意識の低い部分に努めるというかアピールをしていていただきたいと考えております。

また改めて、この二〇〇五年までに少なくとも二十二か所に増加させるという方針を大臣はおっしゃられましたけれども、その決意について、また取組についてお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(鈴木俊一君) 先ほど申し上げましたとおり、昨年六月末に条約事務局に国別報告書を提出をいたしまして、その中で、今御指摘のとおり二〇〇五年までに二十二か所、国内、増加をするという目標を立てているわけであります。

したがいまして、今後でございますが、日本重要湿地五百の中から国設鳥獣保護区、特別保護地区あるいは国立・国定公園特別地域等に指定をす
る、そういうことによりまして将来的にそこが守られるということになるわけでございますので、そのようなことをし、同時に、登録に関しましては地元の賛意ということも重要なことでございま
すので、そうした地元の賛意の得られる湿地を選定をいたしまして、先ほど来申し上げておりますとおり、二十二か所、二〇〇五年まで少なくとも二十二か所の湿地をラムサール条約湿地とするこ
とができますように、地元を中心とする関係機関の合意形成等につきまして努力をしてまいりたいと思つております。

○愛知治郎君 ありがとうございました。

では、またちょっと視点を変えまして、大臣の方針、政府の大きな大きな方針について今度は質問をさせていただきたいと思います。

私がこの仕事に就いたというかこの立場になつてからも、委員になつてからも、政府の方針、環

境省の方針というのは少しずつ変わつてきている

というふうに感じております。

まず最初は、環境に対する、また環境と経済に対する考え方も徐々に変化をして、自分自身はすず、環境と経済の両立。その後、近年、近年というか、鈴木大臣にならねましてから、環境と経済の統合、徐々にこの考え方方が進んできていると

ごく前向きな取組だと考えておるんですが、また段階があるのではないかと、そういうふうに思つております。

さあ、申し上げて

この世に存続する限り人類というものは常に発展を望んでいくものであると、そういうふうに思いま
す。しかし、温暖化の問題等を例に挙げるまでもなく、これから人類が発展しようとしても、自らのこの存在基盤を、存続基盤を壊すような、そういう発展というの

あると思います。したがいまして、持続可能な社会、こういうものを考えてまいりますと、これか

らは環境を配慮したそつた社会構造、システムを作つていかなければならぬと、経済と環境といふふうに思つ返してみますと、かつて日本が高度経済成長のころ、盛んに日本は経済活動をして成長を求めてゐたわけですが、全国各地でいろいろな公害問題、深刻な公害というものが起つりました。これは正に経済成長をすると環境が破壊される

と、そういうことであつたわけであります。しかしその後、様々な努力、これは法制面の努力もござりますけれども、そういうもので乗り越えて

かかしかけてあります。今は経済活動すると昔ほど環境というものは壊されない、一定の影響というものはありますけれども、そこまで来たと思いま

す。

これからは経済と環境の両立ということで、そ

れを頑張つて、経済活動をしても環境が破壊されないというところで持つて、更にそれを

もう一步進めれば、経済活動の中で環境配慮のシ

ステムというものは完全に取り込まれて、経済活

動をすればするほど環境保全といいうものも、こつ

ちの方もどんどん進んでいくと、そういうま

ス段階があるのでないかと、そういうふうに思つております。

これにつきましては、明確な何か定義付けて

で言われておりますけれども、それほどきちんと

まとまつてはいないうやな認識もいたしております。昨年末から環境と経済活動に関する懇談会と

この協議に入れていただいているところでございま

すが、こういうような場も含めて、こうしたもの

の原則的な考え方と申しますか、そういうものを

取りまとめてまいりたいと、そういうふうに考え

ております。

その個別の状況なんですけれども、まず個別

サイクル法の先駆けとなつた容器包装リサイクル、これについて検証をしたいんですが、まず、

この制度というか、どのような方針で、どのよう

な施策を講じてこられたのか、そしてもう一つ、

リサイクル事業者の選定、育成はどのように行わ

れてきたのか、お伺いいたします。

○政府参考人(飯島孝君) 容器包装リサイクル法

でございますけれども、施行が平成九年から、そ

して本格施行が平成十二年からということで進ん

でいるわけでございます。

この仕組みでございますけれども、容器の製造

業者あるいは容器包装を利用する事業者、これが

リサイクル義務を負うということになりまして、

市町村により回収、分別回収されました容器包装

をリサイクル容器製造業者等が再資源化する義務

を負うということがあります。現実

にはその義務者が直接リサイクルする事業者を選

定してリサイクルしていくことも可能でございま

すけれども、法施行以来、実態としては、ほとん

どの場合、指定法人を作つておりますと、その指

定法人の財団法人容器包装リサイクル協会に委託

して、入札によつてリサイクル事業者の募集、選

定を行つてゐるところでございます。

もう少し具体的にお話しいたしますと、協会に

より入札は、先生御指摘ございましたように、で

きるだけ多くの事業者がこのリサイクル事業に参

加できるよう毎年、一年ごとに行つております。

実施に当たりましては、入札に参加できる事

業者の要件を協会においてあらかじめ公表いたし

まして、これは毎年七月に官報で公表いたします

それでなんですが、ただし、その産業の育成に頑張つて、経済活動をしても環境が破壊されないというところまで持つて、更にそれをだらうということございますので、その個別の検証をし続けなくていいですね。これも義務であります。

その検証なんですか、個別の法律について

その施行状況をお伺いしたいと考えております。

けれども、一定の施設を有するなどの要件を満たした事業者を入札参加事業者として登録した上で実施しております。登録結果につきましては、これも事業者一覧を官報に掲載しております。

入札に当たりましては、各市町村が分別収集して保管いたしますので、各市町村の保管場所ごとにその所在地、保管場所ごとの容器包装の種類や重量を登録事業者に提供いたしまして、その上で入札を実施しております。入札の結果につきましては、落札した事業者とともに各市町村に通知することとしておりまして、各市町村に問い合わせれば保管場所ごとの落札事業者について知ることができます。

これまで、協会の業務、財務状況、それから市町村からの容器包装ごみの引取りの実績、再商品化の、再商品化製品の利用状況などにつきまして、協会のホームページあるいは関係の審議会、産業構造審議会、中央環境審議会等の場において公表しているところでありますて、昨年度からは落札の価格についても、加重平均した値でござりますが、ごみの種類及びリサイクルの手法ごとに関係審議会に報告し、公表してきたところでございます。

これまでにもこのよう努力をしているところでございますが、経済産業省とも十分連携を図った上で、一層の情報公開の推進を指導していくことによりまして、入札制度を含む容器包装リサイクルシステムに対する国民の信頼を一層高めて、透明性の高い制度にしていきたいと思っております。

○愛知治郎君 詳しく御説明をいただきまして、本当にありがとうございます。
やはり産業、環境産業を育成していくということは大事なことだと思うんですが、その健全な産業、それをどんどん優良な企業を育成していく努力は続けていくください。
今までの取組の結果なんですが、その容器包装リサイクル法の仕組みの下で、実際リサイクル事業者は増加しているのか、育成されている

のか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(飯島孝君) 容器包装リサイクルは、容器包装の種類によって、延べで計算をしておりますけれども、初めに、法が施行されました

平成九年度は延べ六十八の事業者がおりました

が、今般、平成十五年度、これは契約が昨年の末

に終わっておりますけれども、十五年度には三百

十二、五倍程度に大幅に増加しております。

また、先ほど本格施行と申し上げましたが、十

二年度から対象とされましたプラスチック製及び

紙製の容器包装につきましても、プラスチックに

きましては二十一事業者が四十事業者と倍増して

いるところでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、その担い手、リサイクル、環境産業の担い手というのをこれからもしっかりと健全な形で育成をしていくてほしい

と思います。

さて、大臣の先ほどの環境と経済の統合という

方針に自分自身のちょっと視点をお話したいと

思うんですが、やはり根本の問題として、これが

ら、人類の問題でもありますけれども、やはりラ

イフスタイルを見直していかなくちゃいけない、

これは確かにそのとおりだと私自身も思います。

が、一方で、その意識だけ、皆さん、ライフス

タイル変えてください、こうしましようと言つ

て、御理解をいただいたところで、現実的にはな

かなかこれは進まないだろうというふうに私自身

は考えております。取組はもちろん続けていかな

くちやいけないんですけれども、その意識だけで

社会が変容していくかといえ、そもそもなかなか

言えないんじゃないかな。

だからこそ、また、皆さん協力するのに、例えば環境に負荷の小さいというか、少ない環境型商品と普通の商品、性能が大して変わらなければ、環境に優しい商品を買うだろと。皆さんの気持の中で、自然に無理のないように環境に配慮したもので、無理やりと申しますか、外から変えてい

ておられると思うんですが。

もう一点、ほかの問題もあるのですけれども、例えば、これは自分自身の感想、考え方なんですねけれども、河川や公園とか自然環境の、例えばア

ウトドアにみんな行きますよね。それから、公共の施設、公園とかでも皆さんお弁当を持つていったり飲み物を持つていつたりしております。その中で、ごみは持ち帰らましようというのが基本だとは思いますけれども、じゃ、大量に発生したごみを全部持ち帰ろうというのをみんな徹底してできるかというと、これは人間ですのでなかなか徹底することはできない。だからこそ、ただ、そこにはしっかりと分別であるとかごみ箱とか捨てる場所があると、皆さんやつぱりそれぐらいには協力はほとんどの方がしてくれる。

余りにも極端にすべて理想を国民の皆さん一人一人の意識の下に求めるというのは、これは理想ではありますけれども、現実的にはなかなか難しいであろうと。だからこそ、政府なり公の、自治体もそうなんですが、が手を差し伸べてもっと協力、国民の皆さんが協力しやすいような形を構築していくのもまたやるべき、今現実的に施策を講じるべきだと私自身考えております。そしてまた、そこにはかかわって、そのお手伝いをする産業のもの、これはまだまだ重要性が高いのではないかというふうに考えております。

これは私自身の考え方ですけれども、この視点について、これ事前に通告はしてなかつたんですねが、大臣の所見をお伺いしたいと、お伺いして私

の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(鈴木俊一君) 愛知先生の御指摘のとおり、ライフスタイルを変えていくということは、これはなかなか大変なことだろうと思います。こういうライフスタイルを変えるということありますから、何か法律とか規制とかそういうもので、無理やりと申しますか、外から変えていくというよりもやはり個人の問題、個々人の意識の改革、あるいはそうした価値観の改革とか、そういうものが必要であると、そんなふうに思います。

思えば、昔は、物に対してもつたないとか大切にするという、そういう気持ちは日本人はみんな持っていたと思います。よく、これは一生物だ

というようなこともあります。何か万年筆なんか買つてもらつたら、これは一生物だと言われて親からもらったような記憶もございますし、そういう

うようなものがやはり意識、価値観の中で薄れて

きてしまつたということで、こういうものは法律

とか規制とかでできるものではない、やはりそれ

ぞれの人にそういう思いを持つてもらうというこ

とでありますから、これはなかなか簡単なよう

難しいものではないかと、そういうふうに思いま

す。

しかし、そういうような意識を持つてもらうと

いうことを環境教育とか環境学習の中でやつてい

くと同時に、今、先生がおっしゃつたように、そ

ういうような意識を持つたときに、例えば今ご

の分別の例を出されましたけれども、そういう思

いがあつても、取り巻く状況がそういうような基

盤的なものが整つていないので、実際のライフ

スタイルとしては環境に負荷の掛かるような行動

をしてしまうということもあります。

で、そうした価値観や意識の改革とともに、そ

ういう環境に負荷の掛からないライ

フスタイルが実践できるようなものについて整

備していくことの必要性これについて

は先生のおっしゃることに私も全く同意をすると

ころであります。

○愛知治郎君 ありがとうございました。私自身

もできる限りの協力をさせていただきます。

ありがとうございました。

○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川勝也で

す。

三月に沖縄に視察に行ってまいりまして、幾つかの問題点に触れてきました。西表島のリゾート開発の問題、そして泡瀬干渴、普天間の代替施設のこの三点、見てきたわけですから、基本的に、後者一点に関しては岩佐委員から、あるいは私どものソルネン委員からいろいろと質問をさせていただきましたので、これは後ほど私の立場か

で

と地元の皆さん方が大変心配をなさっているという件、これを今日はちょっと取り上げてみたいな

とい

う

件

で

地

元

の

皆

さ

ん

が

大

変

心

配

を

な

さ

っ

て

い

る

よ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

すと、環境省という役所があります。日本の環境問題とかあるいは自然環境の問題、西表島と知床を守れないようだとこの役所は要らないだろう、

これは私の思い込みです。

さて、どんな問題が起こっているかといいますと、民間の方が全国レベルでいうと中規模のリゾートホテルを建てるという計画があつて、地元自治体として県が承認をしているということあります。地元にしてみると、全国でいうと中規模の島でリゾート開発の構想がありまして、そのことで地元の皆さん方が大変心配をなさっているとい

う件、これを今日はちょっと取り上げてみたいな

とい

う件、これらを思っています。

私も初めて西表島に行きました。最近のこの日

本列島というのは、私が断言するその経験も実力もないわけでありますけれども、金太郎あめ状態

でありまして、古くは、歴史の本を見ますと城下

町、門前町、宿場町などあるわけですから

も、よく言われているのは、新幹線の駅を降りる

とどここの駅前ももう同じようなそんな風景、例え

ばサラリーマン金融でのかい看板が駅前にどんどん

ある、あるいはキャッシュレスペイメントを含む

お店があるような、そんな全国画一の町の中でも、

私の断言で言うと申し訳ないけれども、沖縄県の

南の島、あるいは私の出身地でもあります北海

道、ちょっと風景が違うというところが好まれて

いるのかな、だから、いわゆるところの観光とい

う意味でも価値があるのかなというふうに思って

います。

大臣は西表島へ行つたことがありますか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 行つたことございません。

○小川勝也君 なかなかすきなところだったの

んで、是非お時間があれば行つただければとい

うふうに思います。

もう一個、断言をして私に言わせていただきます。

市にあります。石垣市という別な島に役場があつて、その自治体は幾つかの島によって成り立っています。ですから、地域住民の皆さんこの直接の思いだらうというふうに思いますけれども、結局、我々の考えでいうと役場の職員というの

はそのまま田舎もそうでありました。

ですから、町のことを考えるのが役場職員といえ、そんなイメージだったのが、今回の問題を含めて痛切に感じたのは、それは竹富町の職員の方々も一生懸命やつてくれていると思うんだけれども、実は石垣市の市民である。そして、島にはほとんど来ない、島のことをよく分かつてない、島の住民の声を聞かない。だけれども、今、

一応、西表島というところも、イリオモテヤマ

ネコ等、これ、すばらしい自然やあるいは動植物の関係がありますので、環境省として指定地域を

持っています。ですから、その指定地域の中だと

様々な強力な権限があつて、民間業者がリゾート開発をするにもなかなか難しい点があるけれども、そこから外れている。だから、すいすいと許可になつていて。

そしてもう一点、そこに横たわる問題というの

があります。それは各地方自治体の財政が厳しい

という問題です。これは大臣もよく御存じだと思

いますけれども、地域の独自財源というののがいかに

に自治体にとってのどちら手が出るほど欲しい

ます。あるいは雇用のことになります。これは地域

の首長さんの気持ちになれば、是非ともリゾート

に来てもらつて、地域から雇用あるいは人口増

ふうに思いました。

○小川勝也君 なかなかすきなところだったの

で、是非お時間があれば行つただければとい

うふうに思います。

そもそも、特異な例であります。西表

島を含む地方自治体、町は竹富町というそういう

自治体に属しています。竹富町の役場は実は石垣

市にあります。島ですから、これは大変な廃棄物処理施設を造るということになるとビハイドがある

んですけれども、そこに火を着ける、いわゆる野焼き

ができます。後で部長にも聞きますけれども、野焼きはこれ禁止されているはずであります。

そして、もとびっくりしたのは、生ごみがあ

ります。地元にしてみると、全国でいうと中規模のリゾートホテルを建てるという計画があつて、地元

自治体として県が承認をしているということであ

ります。地元にしてみると、全国でいうと中規模

の島でリゾート開発の構想がありまして、その島で地元の皆さんが大変心配をなさっているとい

う件、これを今日はちょっと取り上げてみたいな

とい

う件、これらを思っています。

私も初めて西表島に行きました。最近のこの日

本列島というのは、私が断言するその経験も実力

もないわけでありますけれども、金太郎あめ状態

でありまして、古くは、歴史の本を見ますと城下

町、門前町、宿場町などあるわけですから

も、よく言われているのは、新幹線の駅を降りる

とどここの駅前ももう同じようなそんな風景、例え

ばサラリーマン金融でのかい看板が駅前にどんどん

ある、あるいはキャッシュレスペイメントを含む

お店があるような、そんな全国画一の町の中でも、

私の断言で言うと申し訳ないけれども、沖縄県の

南の島、あるいは私の出身地でもあります北海

道、ちょっと風景が違うというところが好まれて

いるのかな、だから、いわゆるところの観光とい

う意味でも価値があるのかなというふうに思って

います。

大臣は西表島へ行つたことがありますか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 行つたことございません。

○小川勝也君 なかなかすきなところだったの

で、是非お時間があれば行つただければとい

うふうに思います。

もう一個、断言をして私に言わせていただきます。

大臣は西表島へ行つたことがありますか。

す。

棄物行政の立場から、まず環境省と、そしてついでに来ていたときも、総務省に、どういう権限を持つていて、どういう指導の仕方があるのか、これをお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(飯島孝君) 先生が今お話しになられました西表島におきましては、まだ廃棄物処理施設の整備体制というのが本土と比べて非常に後れているというのは私どもも認識しております。それで、町当局におきましても、一般廃棄物処理基本計画をやつと策定してこれから整備を進めていくと、こういう状況でございます。

御質問のこのリゾートホテルの事業者に対する考え方でございますけれども、廃棄物処理法では、事業者は自らの責任においてその事業活動に伴つて生じた廃棄物を適正処理しなければならないと、こういう義務が掛かっておりますし、また、この場合、恐らく多量の廃棄物が生じると考えられますので、市町村長はその廃棄物が生ずる土地や建物の占有者、すなわちこの事業者に対しまして一般廃棄物の減量に関する計画を作成せらるなどの指示ができることがあります。

リゾートホテルが建設される場合におきましてはこういった規定にのつとて市町村長がこの事業者を指導していく必要があると思いますので、環境省としても、これ法律上、技術的助言という立場でございますが、そういう助言を沖縄県を通じて行つてまいりたいと思っております。

○政府参考人(田中正昭君) お答え申し上げま

西表島におきますリゾートホテルの建設の問題につきましては、これまで法令等で定められた手続にのつとつて行われてきている、進められてきているというふうに承知しております。今後、法律、法令上あるいは手続上、何らかの問題が生じますれば、必要に応じて沖縄県に事情をお聴きしたいというふうに考えております。

○小川勝也君 それで、本来、住民説明会という形で住民の皆さんのが、例えば、ごみはどうするん

だけホテル事業者側に聞いて、あるいは、うちのせんという答えがあれば安心するんでしようけれども、その説明が開かれていないと、私には大きく問題点があるんだろうというふうに思いました。例えば、地元の皆さんのが心配しているといふことは、これは重要なことだと御理解をいただ

けるわけであります。

そこで、いろいろと私も調べてみましたら、事業者がその廃棄物、廃棄物といつてもそれは事業系廃棄物でありますので、一般廃棄物、産業廃棄物、様々なアイテムのごみ、廃棄物が出てくるわけであります。自賄いで処理するなりますと、と私は思うわけであります。

一般論で結構ですけれども、例えば、島外に持ち出さないで基準をクリアしてホテルからの廃棄物を処理するということになりますと、どのくらいの投資が必要なのか、これ感想で結構ですか

ら、部長にちょっとお答えをいただければと思ひます。

○政府参考人(飯島孝君) このリゾート計画の事

業規模等、実は手元に持つておりませんので一般論でお話しするしかないと思ひますが、島外に持ち出さずに島内でダイオキシン等の規制、廃棄物処理法の規制をクリアした形できちんとして焼却炉を建設すると考えた場合には、規模の問題は全国的に見れば中規模というお話をございま

すので、一日恐らく五十トンとか、百トンまで行かないんですね、行かないですね。そうすると、現在の技術開発でダイオキシン対策が進んでいるものといいたしまして、大体数億円あればきちんととした焼却炉で建設ができるだらうと思ひます。が、規模によりますので、確実な答えではございません。

なお、できるだけリサイクルをしていただく、焼却する量は是非減らしていただけるだけリサイクルをしていたくどいとのと、それか

ら、島内で処理が困難なものについては島外に搬出して処理する道も考えていただくということに、いすれにしても、先ほど申し上げましたよう

に、廃棄物処理法上、市町村長が指示ができることになっておりますので、それにつきまして十分技術的に助言をさせていただきたいと思います。

○小川勝也君

じゃ、今の御説明をいただいた指導・助言権限ということの中での、その当該リゾート計画の中でごみの問題はどうなっていますかと

いうことを部長から竹富町に聞いて、お答えをいたくことは可能ですか。

○政府参考人(飯島孝君) 既に、先生が御視察になつたお話を聞いた後で、その後に沖縄県を通じて情報を提供していただいておりますので、直接接することではなく、県を通じて情報は聞くことは可能でございます。

○小川勝也君 廃棄物処理計画はどうなっているのか、もう分かっているんじゃありませんか、教えてください。

○政府参考人(飯島孝君) 一般廃棄物処理基本計

画を平成十一年に策定しております、これに基づいて、来年度からですか、来年度、二年間掛けましてきちんととした最終処分場を整備するという方針を伺っております。

○政府参考人(飯島孝君) 完成予定はいつですか。

○政府参考人(飯島孝君) 十六、十七年度で整備する方針というふうに聞いております。

○小川勝也君 例えは、それは自治体が廃棄物処理施設を島内に設置するということでよろしいですね。

ということだと、それはうまくその完成と合えばいいんですね、行かないですね。そこを、今心配しているのは、これは西表島だけのことではないんじゃないかなというふうに思つんです。というのは、様々な法律とかあるいは決まりをクリアして開発を許可するということの中であつても、様々な不具合が出てくるケースがあつたときに、どういう監督権限とか、ストップさせられる権限があるのかと

というのは、今のような私の申し上げたようなケースの場合、ごみの処理の問題がクリアになつてないんでリゾートは、あるいはホテルは、ごみ処理の問題がクリアにならない限り許可できませんよという、この仕組みが必要なんだろうといふうに思いますけれども、お答えをいただけますか。

○政府参考人(飯島孝君) 廃棄物処理を所管する立場からお答えさせていただきますが、廃棄物処理法における規定は、先ほど申し上げましたように、廃棄物の適正処理、これを期するための規制でございまして、廃棄物を排出する者に対して立地規制をするという、こういう効果はございません。

○小川勝也君

ですから、廃棄物処理法上、きちんと廃棄物を適正処理、リサイクル、適正処理するということであれば、これについて、廃棄物処理法を所管する立場からこれを規制することはできないわけでございます。

○小川勝也君 ですから、一義的にホテルの開発建設許可是地方自治体が持つていています。地方自治体は、冒頭申し上げましたように、その経済的な事由からちょっと進みたいというインセンティブが働きます。そこでちょっと無理な計画があつたときに、だれがそれを止められるかといふ、ここを、今心配しているわけであります。

環境省は、当該計画の場合、もし仮に西表島での廃棄物処理場の計画がなかつたりうまくいかなかつた場合、このホテル計画そのものが廃棄物処理計画の観點からちょっと無理があるので、地方自治体に対しても、この基本計画はやめた方がいいんじやないか、駄目ですよ、無理ですよと言つう権限はないということでいいんですか。

○政府参考人(飯島孝君) 先生のお話と現実には

関連して、この基本計画はやめた方がいいんじやないか、駄目ですよ、無理ですよと言つう権限はないということでいいんですか。

○政府参考人(飯島孝君) 先生のお話と現実には、これは西表島だけのことではないんじゃないかなというふうに思つんです。というのは、様々な法律とかあるいは決まりをクリアして開発を許可するということの中であつても、様々な不具合が出てくるケースがあつたときに、どういう監督権限とか、ストップさせられる権限があるのかと

いて今計画中だということなんですが、もう一

つ、事業者の立場から、事業者が自ら、自ら適正にリサイクル、処理をしてきちんとやつていくというのと一應別のものになつておりますて、事業者が自らきちんととした適正処理の計画を持つていていくのであれば、廃棄物処理法上の問題はないと言わざるを得ないわけですが、仮に事業者がその廃棄物の処理として市町村の新しくできる埋立て処分場を使用するとか、そういうことで説明をしているのならば、その関連の下にその整合性を取っていく必要があると思つております。

○小川勝也君 県を通してお聞きいただいたといふことですけれども、私はその計画者というか事業者に対してもは何も聞いたことがありませんので分かんないんです。分かつていたら、そのリゾートホテルは事業系のことをどういうふうに処理しているわけではございませんが、現在、沖縄県を通じて得ている情報では、事業者はリサイクル以外のものについては、自社でいわゆる炭化炉、炭にするですね、炭化炉の計画を立てているということを聞いておりますが、詳細はまだこれからでございます。

○小川勝也君 もしこれ詳細、入手できるようであれば、お知らせいただければ有り難いなというふうに思つています。

そして、もう一つお伺いしたいのは、イリオモテヤマネコというものは私見たことないわけですが、それとも結構保護区域の外にも彼らの行動範囲といふのはあるんだそうです。それから、たまに自動車にはねられるという、そういう計画もあるんだそうあります。地域の皆さんのが心配するには、今も島の中に自動車がないわけでもないし、あるいは中規模のリゾートホテルが立地されるということになりますと、併せてレストラン計画とか、あるいは人がたくさん来るにふさわしい、地域の様相が変わってきて、彼らにとつても、彼らというのはヤマネコですけれども、ヤマ

ネコにとつても結構環境の変化があるんじゃないかなというふうに思います。

かなかどきどきします。しかしながら、その範囲の中のこととはよくお伺いしたいのは、その範囲以外の

ところで変化が起こることにとって、基本的に守るべきとする対象の動物やあるいは生態系に変化があると考えられるときには、環境省の自然環境、自然保護系の分野からはどういった権限が今及ぼすことができるかなどといふことです。

ただきたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) お尋ねの事業は、然保護系の分野からはどういった権限が今及ぼすことができる事になつてているのか、お答えをい

ただくことがあります。ただくと云うことがござります。御指摘の開発許可に伴いまして、最大給水量が千九トン、一日当たり千九トンでござります。まして、従前の使用量が五百六十五トン、一日当たり一千九百六十トンでござります。御指摘の開発許可に伴いまして、ブ

ラス二百五十トンを給水するというふうな計画と聞いております。合わせますと、全体で約八〇%、最大給水能力の八〇%の水準になるわけでございますが、この数字は全国の簡易水道の平均的な数字と比べましても決して高いという数字ではございませんので、そういう意味では余力がある

ほど住んでいいるということで、その全体の、主として人の住んでいない西側地区、約半分近くを国島、約三百平方キロ、東京二十三区の半分ほどの大きさと承知しております。そこに住民が二千人ほど住んでいいるというふうに、その金体の、主として立公園区域あるいは鳥獣保護区域として指定してあります。

○政府参考人(飯島孝君) 具体的に詳細に承知をお先生御指摘のように、事業地が自然保護関連の規制を受ける地域ではございません。私ども、西表島、約三百平方キロ、東京二十三区の半分ほどの大きさと承知しております。そこに住民が二千人ほど住んでいいるというふうに、その金体の、主として立公園区域あるいは鳥獣保護区域として指定してあります。

○小川勝也君 夜行性ではありますが、単独で動いて、えさとして動物を捕るという話を聞いております。御指摘のよう、自然環境の変化によってこのような希少野生生物に対して何らかの影響があるとすれば、私どもとしては当然事業者が自然環境保全へ

の適切な配慮を行うべきと考えております。御指摘したがいまして、地元自治体等から相談があれば、私どもとしては当然事業者が自然環境保全へ

の適切な配慮を行うべきと考えております。御指摘のよう、自然環境の変化によってこのような希少野生生物に対して何らかの影響があるとすれば、私どもとしては当然事業者が自然環境保全へ

の適切な配慮を行うべきと考えております。御指摘のよう、自然環境の変化によってこのような希少野生生物に対して何らかの影響があるとすれば、私どもとしては当然事業者が自然環境保全へ

の問題です。

○小川勝也君 それから、冒頭申し上げました水多分、簡易水道だつうというふうに思いますけれども、これは住民の皆さんと、今、西表島を訪ねる観光客の皆さんとの生活というか宿泊というふうに思つうんですけども、当該リゾートが建つうとしている地域は月ヶ浜というところで、地元住民の方にとつては聖なる地域だと。ちょうど入居江というか湾になつてしまつて、砂浜が非常にきれいな、シーズンになりますと海水浴に適したあります。今まで何回かそこ

から今私が申し上げたことについて質問をする権限等はこれは有しているんでしようか。

○政府参考人(原田正司君) 私ども、地方自治体の水道行政につきまして経営管理面から助言をする立場にございまして、必要に応じて情報を提供いたします。

なお、この具体的なケースにつきましては、最大給水量が千九トン、一日当たり千九トンでござります。また、従前の使用量が五百六十五トン、一日当たり一千九百六十トンでござります。

○小川勝也君 ここからがちょっと大変なところなんですけれども、冒頭申し上げましたように、役場の人が住んでいないんですよ。これはちょっと特殊な例だと思うんですが、結局、机上の理論なんですね。住民の人たちの方が水道の水圧のことを感じたり、いろんなことを分かってい

る。しかしながら、役場の人たちはそこの島に住んでいないし、リゾート計画を、町長始め推進という側から計画を立てていて、もし住民が不利益になつたときにだれが責任を取るのかということになると、これは住民の皆さんのが悲しい思いをするだけで、この辺、大変心配に思つてはいるところ

であります。

○小川勝也君 もう一点だけ、これはもし分かればいいんですけれども、ちょっと調べていただければ、どうに思つうんですけども、当該リゾートが建つか、それに供されることになつていてるわけであります。

それと同様に、それぞれの環境にはそれぞれ許容できるお客様の数というのが大体決まつてゐるんじゃないかなというふうに思います。私は屋久島に行つたことありませんけれども、屋久島の杉を見に行くという行為が大変杉の根を傷付けるという事になつてしまつて余り大勢の方に来ていただけないんだと、こういった話も聞いたことがあります。

それから、登山に関する登山道しかり、あるい

<p>は海外のリゾートなんかにも、こここの地域には余り大勢の人が来てしまうと植生や自然環境に著しく影響を及ぼしてしまうので余りたくさん的人は来てもらえない、あるいは入山制限、入域制限をしているようなところもあるやに聞いています。</p> <p>私は、この西表島というのは正にその島全体が、冒頭申し上げましたように、日本のほかの地域では味わえない自然を味わえるすばらしいところであるにもかかわらず、大勢の人が一度に来るには不適切な場所なんじゃないかと私は思うわけあります。</p> <p>ですから、小さな民宿、エコツーリズム、体验型、あるいは自然を楽しむということが適した地域であり、この経済社会の名において大きな集客施設あるいは宿泊施設は私になじまないんじゃないかと、こう思うわけあります。</p> <p>行っていただきたいと思うんですけれども、大臣、そんな思いは共通していただけないでしょうか。</p>
<p>○國務大臣(鈴木俊一君) 今、小川先生から現地のいろいろなごみの問題、水の問題、あるいは希少な野生生物に対する影響、さらには人が入ることによって様々な生態系に与える影響が多いのではないかと、そういう各般にわたる御指摘をいたいたいところであります。</p> <p>一般論で恐縮でございますけれども、やはり私ども環境省の立場として、持続可能な社会を作る上では国土の利用ということについては、これはもう十分に環境配慮というものをしていただきなければならぬと、こういう立場でございます。</p> <p>したがいまして、今回のお話をお聞きをいたしましたと、いろいろな許可等の権限、そういうものは私どもでないところでなされる、地元の町とか、ということでありまして、環境省として超法</p>
<p>規的なことはもちろんできないのであります。先ほど冒頭申し上げたような一般論できちんとし、環境配慮がなされるということが必要だらうと、そういうふうに感じた次第であります。</p> <p>○小川勝也君 それで、リゾートなんという言葉は、これ、勝手に私もこう言つて、いますけれども、それぞれ思いが皆さん違うんじやないかと思つて、いろいろなところに観察に行きますと、リゾート法というのは、そういう時代もあつたな、行け行けどんどんで経済成長とかバブルとか投資とか余暇とか、そういう時代もあつたなという思いを私は持っています。そして今、正に時期に合つていないなど。</p> <p>そして、これは私の思いですけれども、例えば様々なリゾート開発が行われたけれども、それがうまくいかなくて建物だけ残つているところが相当あります。当該の西表島にも建つていて、これは一体だれが壊すのかなという、非常に単純な、経済的な負担も大変大きなものが残るわけであります。</p>
<p>それで、次の泡瀬干渴も含めて、泡瀬干渴も簡単に言うと、港の整備をしてしまつせつ土砂を干渴の一部に埋めて、そこに様々なホテルだとかりゾートだとかショッピングセンターを造るという計画だと思いますが、今までございますけれども、やはり私は西表島の場合は、これは民間が開発する。民間の開発事業者の方も、仄聞すると、もう貴重な魚でありますとか、そういう時代の時代のためにリゾート開発というかホテル建設をする。この先はなかなか申し上げられませんけれども、</p> <p>次に質問しようとしていた泡瀬干渴は、正に国のお金を使ってしまつせつ土砂を泡瀬干渴という貴重なところに埋め立てて、それで官民挙げてリゾートを造つていこうということなんだそうあります。が、今どきちょっと私は無謀なんじやないかなというふうに思つています。</p> <p>大臣の、ここも多分行つておられないだろうというふうに思つています。</p> <p>大臣、ここも多分行つておられないだろうと、いうふうに思つますけれども、一般論で構いませんので、その時代認識と、そして貴重な干渴だとかないうふうに思つてます。</p> <p>時あたかも、さつきメールから配信されるニュースを見てみましたが、片山総務大臣が全国のリゾート計画について、計画どおりうまくいっていないものがあるので、中止を含めて大幅に見直すようになつて、そんな今ニュース飛び込んでまいりました。自画自賛するわけじゃありませんけれども、今日、このリゾートと環境の問題を質問するのは正に時宜を得ていたなというふうに思つているわけでありますけれども。</p> <p>どうですか。今こういう経済、景気の状況の中でも、例えは、話はあちこち飛んで申し訳ありませんけれども、諫早湾の干拓事業なんというのも米んけれども、諫早湾を埋め立てて、いろいろな時代じやないと私は思う。そういう意味から、一国民としてでも結構でございまして、その時代認識についての御感想をいただけないでしようか。</p> <p>○國務大臣(鈴木俊一君) ちょっと頭の中がまとまっておりませんけれども、先ほど小川先生から、総務大臣の、この総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法の見直しについての言及があつたというお話をございましたが、やはり先生の御指</p>

本島の中部園東海岸地区でございますけれども、この活性化を図るということで、海に開かれた国際交流拠点の形成を目指すということで、沖縄市が主体になりまして県とともに取り組んでおるというプロジェクトでございます。沖縄県、それから沖縄市としましては、ここに宿泊施設あるいは交流・展示施設、商業・業務施設、あるいは住宅、マリーナ等から成ります国際交流拠点を整備することになりますが、これが完成すれば、

干渴を埋め立てるの。こういうばかなことをやつていちや駄目なんですよ。

大臣　ここは行つたことがあるんですか。

○國務大臣(鈴木俊一君)　泡瀬干渴も行つたことはございません。

私の基本的な立場、誤解があるといけませんので申し上げておきますけれども、私は、何かりで申合ひましたけれども、貴医内ニシテ、

だということでありましたけれども、昨年の十月の中ごろに、内閣府に対してきちんとした申入れをしたところであります。これは、申入れをしてからそれでもう何か先方にお墨付きを与えたといふ思いは全くありません。これから折に触れ、きちんと環境省の立場、それはそうした環境を保全をしていくんだと、そういう立場をこれからもしつかりと言つてまいりたいと、そして環境保全を一

をすることにより新たな地域雇用の拠点を開拓することを目指しております。また、これを通じて所得水準の向上とか雇用機会の確保を図ることでござります。

ソート開発を是認をするととか積極的にこれから推進しろとかいう立場ではもちろんございません。そういう中で、環境省の与えられているいろいろな権限、法的ないろいろな立場、そういうもののの中で最大限この環境保全をしていくということです。

○小川勝也君 最後に御陳情申し上げますけれども、沖縄県等に、御視察でも御旅行でも構いませんけれども、行つていただけないでしようか。 す。
てまいりたいと そういうふうに思つております。

ことで、地元の強い要請に基づきまして、私ども沖縄振興を担当する立場といたしまして推進しております。

どういうことができるのか、そういうことを常に頭に入れて考えているつもりでございます。今、片山総務大臣の、いわゆるリゾート法の見直しをすべきである。これは恐らく、かつて国が基本指針を出して県が基本構想を立てていると

○國務大臣（鈴木俊一君）　沖縄に限らず、国内でいろいろ環境行政を進める上に当たって、十分地理の事情を分からなければならない点はたくさんあると思います。今、小川先生からいろいろ御質問もいただきました、それからその重要性も御指

響評価あるいはその後の環境監視・検討委員会の御検討等もいただきながら、当然十分な配慮をしながら、ただ、事業としましてはそういう地元への強い要望を踏まえて推進してまいりたいというふうに考えておるところでござります。

いうものが、多分、時代とともに全く別のものになつてゐるといふところを見直せと、こういうことであつて、これはもう本当にそのとおりであると、そういうふうに思つております。

しかし、そういう中で、その様々な要請の中で

摘要をいたしましたので、国会終わらないとあれでございますが、いろいろ今後視察を計画する段階に、先生の今の御質問、御意見等も十分に参考にさせていただきて視察地等を決めてまいりたいと思つております。

○小川勝也君 この泡瀬干渴、ツルネンさんも一緒に行きました。潮が引いているときに地元の方々が貝を取つたりなんかして、私たちも長靴で入つていつたんです。干渴の方からふと陸地の方を見ると、ハマリするところのお化けizzle、これが

リゾート開発というものが行われるんであれば、それはもう環境省の立場として環境保全のためにもう全力を尽くしていくということは、これはもう間違いないの立場でございますので、そのことについてまへ心用准に申し上げておきたいと思つて

○小川勝也君 終わります。
○委員長(海野徹君) 午前の質疑はこの程度にと
どめ、午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十二分休憩

はリゾートの廢墟です。これが建っている。そんなところにリゾートを作るんじゃない、無理してホテルを建てるんじゃないというのが片山総務大臣からの今日の発表です。

○小川勝也君 リゾートは関係ないんですよ。王
渴つぶすこと、どうですか。

○國務大臣(鈴木後一君) これも既に事業として
ております。

午後一時開会
○委員長 海野徹君 ただいまから環境委員会を
再開いたします。

には別なところにお金を使つてしたたいてこの
泡瀬干渴の部分を埋め立てるということだけは計
画変更とかあるいは中止とか私はしていただきた
いと思うわけがありますが、いかがでしようか。
○政府参考人(武田宗高君) お尋ねの中城湾港の
泡瀬地区の埋立事業でござりますけれども、これ
は、現在、地域の活力が低下をしております沖縄
一 貴重な秋金です、沖縄振興のためにお金を使つて
ていただきたいというのは、これは私たちや国民
の皆さんの思いの中に含まれている。それだった
らもつといい使い方してほしい。愛知さんも多分
泡瀬干渴はラムサールに登録した方がいいんじや
ないかというふうに思つていただいていると思う
し、清水先生もその先頭を走つておられる方で

出発しているわけでございます。そういう中でアセスマント等において事業を進めるに当たつて守らなければならぬという環境保全措置というのが明確に示されているわけでありますから、それを確実に的確に守つてもらわなければいけない。

休憩前に引き続き、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○福山哲郎君 質疑のある方は順次御発言願います。

ます。今日は、タマちゃんについてちょっとお伺いをしたいと思います。

昨年の八月に多摩川に姿を見せて、その後、鶴見川や帷子川と移動を続けながら生息しているアザラシのタマちゃんはもう皆さん、委員各位、御存じだと思います。もう流行語大賞にも選ばれたわり、ワイドショーは毎日と言つていいほど出て、出演をされたり、住民票を交付をしたとか、いろんなことがあるんですが、実際にこのアザラシという、私もよく分からんんですねけれども、一般的に言つて北の方に生息をしていると思つんですが、このアザラシのような動物が大都市の川とか日本全国に、川などに現れる事は珍しいことなのか、過去にこういった実際事例があるのか、お答えをいただけますでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) アゴヒゲアザラシは、オホーツク海以北の太平洋、それから北大西洋、北極海などを主な生息域としております。しかし、アザラシ類はアゴヒゲアザラシに限らず海流に乗つて南下することが知られております。本来の生息域以外にもしばしば出現しております。

○福山哲郎君 なるほど。
いや、何でこんな質問を今日しているかというと、地元でよく聞かれるんですよ。あのタマちゃん、どうにかなるのかとか、国は何かするのかとか、タマちゃんはどうなつてしまふんだとかよく言われるのでちょっとお伺いをしているんですけども。

ということは、過去においてその事例はあると。そういう事例のときには何らかの形で行政が処分をしたり捕獲をしたりという例はあるんでしようか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 大分県津久見市の例では、失礼いたしました、先ほど一九八八年と申し上げましたが、一九八八年の間違いでござりますが、昭和六十三年、一頭見付かつております。

て、保護後、大分生態水族館というところで飼育されていましたというふうに承知しております。

○福山哲郎君 更に言うと、このタマちゃんをめぐつて動物保護団体の間で御案内のように争いが起きていたと。僕はどちらが正しいのかよく分からぬのですけれども、正直申し上げて。

片方のグループ、タマちゃんを想う会は、こんども片方のグループ、タマちゃんを見守る会が起きていたと。

こういうコメントをいただくのは変な話なんですか。すけれども、大臣はこの問題どうお考えでしょう。

○国務大臣(鈴木俊一君) 私は、タマちゃんの存在そのものが一つの自然現象だと思いました。つまり、どなたかが飼つていたペットが逃げ出したりとか、どこかの動物園、水族館から逃げ出したりとかそういうのではなく、恐らく北の方から南下をしてきてあそこの帷子川、多摩川に現れたと、こういうことですから、タマちゃんの存在そのものが自然現象であるならば、その自然のままに任せておくのがいいのではないかと、そんなふうに考えていてるところであります。

いずれにしても、タマちゃんの出現が野生動物に対する大変国民の多くの方々の関心を高めたと思ひますし、また今、先生から御指摘がございました二つの立場があつたわけですけれども、野生生物に対する接し方、どうしたらしいのかというマチヤンに対するさつきも大臣お話をいただきましたが、タマちゃんに対する環境省のスタンスを大まかに得た、たまたまなんでしょうが、改正の施行になつたなというふうに思つておりますが、タマちゃんに対するさつきも大臣お話をいただきましたが、タマちゃんに対する環境省のスタンスを大まかにお答えいただけますか。

○福山哲郎君 私も今の大臣の御発言には全く同感でして、思つた以上に野生動物に対する国民の関心が高いなということと、これをきつかけになつたということではないかと、そんなふうに思つております。

に思つております。

先ほど、捕獲をして水族館にというお答えがあつたんですが、実は、ある片方のグループのメンバーが今年に入つてからタマちゃんを捕獲してしまったと。僕はどちらが正しいのかよく分からぬのですけれども、正直申し上げて。

片方のグループ、タマちゃんを想う会は、こんな汚い多摩川にすんでいてはタマちゃんがかわいそうや、元の海に帰してやるべきだと主張する。もう片方のグループ、タマちゃんを見守る会は、人間が手出しをする必要はない、ありのままでよい、天敵がない多摩川は海より安全とも言えると反論し、現場では両団体の小競り合いで起きていたと。

こういうコメントをいただくのは変な話なんですが、大臣はこの問題どうお考えでしょう。

○国務大臣(鈴木俊一君) 私は、タマちゃんの存続を含むアザラシ五種、ニホンアシカ、ジエゴンなどについて改正法が適用され、アゴヒゲアザラシの捕獲につきましては都道府県知事の許可を要する事になります。許可なく捕獲した場合には一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられるということになります。

○福山哲郎君 いや、正に昨年こちらにいらっしゃいます委員の皆さん、そして大臣と御議論させていただいた鳥獣保護法の改正の施行が明日からということで、今日と明日の境にタマちゃんを捕獲をしちゃいけなくなるわけですね。すごく時宜を得た、たまたまなんでしょうが、改正の施行になつたなというふうに思つておりますが、タマちゃんに対するさつきも大臣お話をいただきましたが、タマちゃんに対する環境省のスタンスは、鳥獣保護法でも明日から捕獲できないという

たとおり、明日から改正鳥獣法が施行をされる、適用されるということになりますので、捕獲規制による保護が図られるということでございます。

ただ、見守るということでおざいますけれども、神奈川県等関係機関から出現情報などの情報を行つてまいりたいと思っております。タマちゃんの救護体制ということで、専門家、それから環境省、神奈川県、横浜市等の関係機関から成る救護体制というものも一応整えているところであります。

この兆候が見られる場合には保護収容が適切に実施されるよう関係機関、専門家の間の調整や助言を行つてまいりたいと思っております。タマちゃんの救護体制といふことで、専門家、それから環境省、神奈川県、横浜市等の関係機関から成る救護体制といふものも一応整えているところであります。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

今回、たまたまなんですが、今回の法改正で海の哺乳類についても捕獲が基本的に禁止をされることになります。許可なく捕獲した場合には層環境省としても御努力をいただきたいなどいうふうに思つててるところでございます。

同様の問題で、実はメジロの違法捕獲、それから密猟の問題が出てきています。この点について質問させていただきたいのですが、現在、野鳥のメジロというのは捕獲が禁止をされているはずでございますが、飼うことが、飼つておられる方がいらっしゃるわけですが、なぜ飼うことができるのかお答えをいただけますか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 国内におりますメジロ、野鳥でございます。自然のままで保護するということが基本認識と考えております。

しかしながら、自分の楽しみのためにそのような野鳥を飼いたいという場合、我が国には古くからこのような野鳥についても愛玩飼養するという習慣があつたとあります。そのようなことにつきまして、鳥獣保護法の施行規則に基づいて、国内産のメジロあるいはホオジロ、この二種に限り、現在、許可を受けて捕獲し、飼養することを可能にしているということでおざいま

す。
○福山哲郎君 今、政府委員がおつしやられたとおりで、メジロは日本を代表する野鳥の一種で古来から人々に親しまれているという経緯があると。しかし、近年、違法捕獲、それからペットショップ等での売買というのが非常にあちこちで数多く取り上げられています。実際には、先週、四月七日、私の地元の京都でも、京都府警が三市五か所で強制捜査を行って、違法飼養されています。

今言われましたように、鳥獣保護法の愛玩飼養の規定があつて、一人一羽の捕獲と飼養を原則として都道府県が許可できることになっているのですが、実際には、一羽だけではなくて何羽も何羽も飼っていたり、売買のために密猟をして家に飼養していたりという方が非常に多くなっています。この愛玩飼養、先ほど言いましたけれども、過去に、古来から親しまれてきているから必要だということなんですが、現実にこの愛玩飼養の規定というのは今どういう状況になっているんでしょうか。先ほど、ホオジロとメジロだけだというふうな話がありましたが、私の知るところによりますと、これはどんどんどんどん規制が強くなっている状況だと思うんですが、その辺の経緯をちょっとお知らせいただけますか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 大正八年に鳥獣保護法の施行された当時は、鳥獣、鳥、獣の全種を対象として都道府県知事の許可があれば捕獲して愛玩飼養するということが可能でございました。その後、戦後の昭和二十二年に密猟問題に対応するためには愛玩飼養の対象種をヒバリ、ウグイスなど七種に狭めてきたところでございます。その後においても段階的に対象となる鳥の種類を削減いたしまして、先ほど申し上げました、現在ではメジロ、ホオジロの二種に限って限定し、先生おっしゃったように数量も一世帯当たり一羽ということに限ってきたところでございます。

○福山哲郎君 ところが、何羽も何羽も持つていて、輸入をしているメジロと一緒になって持つてたりとか、いろいろあるわけです。この愛玩飼養制度を悪用して、メジロの密猟や違法売買のメジロが押収されています。

密輸などいろんな問題が起きているわけですが、このメジロの違法捕獲、つまり、検挙されている例や海外からの輸入については、環境省はどのように現状を把握しておられるのでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 違法捕獲につきましては主として都道府県が取締りを行っておりますので、鳥獣保護法に基づく違法捕獲の実態は都道府県の報告により把握しているという現状でございます。

また、鳥獣の輸入に関しては、私ども公的機関、実績を把握しておりますが、これ国別、例えば間の業界団体が自主的な取組として独自に輸入証明書を発行しているということございまして、かかる団体が自主的に鳥獣の種類別の輸入数などを環境省に対して通知してきている、それで把握しているというのが現状でございます。

○福山哲郎君 実態として今直にお答えをいたしましたので、大変有り難いんですが、メジロの違法捕獲については都道府県の報告によると。これは、中身まで環境省としては把握をされていますが、どういった違法捕獲で逮捕の例だったかということに関しては、いかがでしようか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 違法捕獲につきま

しては、狩猟免許取消し者の違反ということで、狩猟鳥獣以外を捕獲したという、メジロだけかどうかはちょっと私どもあれですが、私どもの把握している鳥獣関係の統計では、平成九年度が二百二件、平成十年度が百七十件、平成十一年度百六十二件、平成十二年度百五十五件という形で推移しております。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 申し訳ございません。環境省としてはそのようなデータがなくして、先ほど申しました民間の業界団体から発行された輸入証明書のデータの提出を受けまして、それを基に分析して輸入概況を把握しているという現状でございます。

○福山哲郎君 先ほどの違法捕獲で、検挙の例も百五十件から二百件、中身はなかなか分かりにくいうお答えでしたし、今の国別の輸入の実態も現実にはなかなか把握しにくいということで、環境省としてもなかなか管理がしにくく、人的に無理があるとか予算的に環境省足りないとかと

いうのは私も重々承知の上なんですが、これ国別のデータというのは、別に今までいいんで

すが、出していくだけることは可能でございます。そこで、中国からの輸入が多かったということでございましたので、中国と平成十一年以来ずっと交渉を重ねてまいりまして、最終的には平成十四年の五月一日から中国の規制が始まったということでお答えしますので、大量の輸入はもうなくなっています。

○福山哲郎君 おつしやったように、そこは本当に思つておるんですけど、これ国別、例えば日本に入ってくるのは少なくなってきているんですけど、最近は韓国やインドネシアからの輸入が増えているというふうに言われているんです。特に韓国産の場合には、メジロが国産のメジロと非常に似ているので判別が極めて困難で、先ほど言つた密猟や違法売買等について抜け穴がない可能性があるというふうに言われているんですけど、こういう国別の輸入の数については環境省はデータを有しておられるかどうか、お答えをいただけますか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 申しぐま

申し上げます、平成十二年が十一万九百四十枚、平成十三年が四万七千二百七十六枚、平成十四年が一万三千七百三十八枚と、この三年間で約十分の一に激減しているということござります。

○福山哲郎君 違法捕獲については、余り中身の実態分からなければ大体百五十件から二百件逮捕、検挙の例があると。それから、海外からの輸入については、十一万三千羽ぐらいだったのが近年一万三千羽ぐらいに減っていると。これは本当に環境省の輸入規制の御努力のたまものだとい

ます。

○福山哲郎君 おつしやったように、そこは本当に思つておるんですけど、先生既に御承知かと思いますが、特に中国からの輸入が多かったということでございましたので、中国と平成十一年以来ずっと交渉を重ねてまいりまして、最終的には平成十四年の五月一日から中国の規制が始まつたということでお答えしますので、大量の輸入はもうなくなっています。

○福山哲郎君 おつしやったように、そこは本当に思つておるんですけど、これ国別、例えば日本に入てくるのは少なくなってきているんですけど、最近は韓国やインドネシアからの輸入が増えているというふうに言われているんです。特に韓国産の場合には、メジロが国産のメジロと非常に似ているので判別が極めて困難で、先ほど言つた密猟や違法売買等について抜け穴がない可能性があるというふうに言われているんですけど、こういう国別の輸入の数については環境省はデータを有しておられるかどうか、お答えをいただけますか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 申しぐま

申しぐま

申しぐま

家の協力を得て、都道府県がかかる違法性を調べているというふうに承知しております。

○福山哲郎君 もう一つ別の観点から申し上げると、輸入の野鳥は少なくはなっていますが入ってきているんですが、生態系保護の点からも、それからメジロが野に、輸入野鳥が野に放たれて我が国の国産種の生息を脅かしたり、また交配するこによりて日本古来の種に対し何らかの影響が出たり、そういうついわゆる移入種ですね、移入種対策という観点からも、この現状については環境省としてはどのように御認識をされているのでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先ほども申し上げましたが、かつて年間数万羽が中国から入つてきましたというところでございました。十四年の春以降、輸入がほとんどない状況でございますけれども、私も、飼養を目的として輸入されてきているものだろうと思いますので、それを一般の山野に放すということは商売の上からもやらないんじやないかと思つておりますが、ただ、おっしゃるよう現時点ではそのような事例をこちらとしても把握できていない状況でございますけれども、在来のメジロと交雑するなどの影響のおそれがあるのではないかという憂慮はしております。したがいとが出てくるかと思います。

○福山哲郎君 是非、この野鳥、メジロの輸入、移入種対策について非常に何というか、注目を

べきは早急に対策が講じられるようなことを願つています。

先ほどの愛玩飼養のことに一つ戻るのですが、これ今、一羽なら持てるんですね。一羽なら持てるけれども、現実には十羽とか二十羽で逮捕されている例がたくさん出でていると。ただ、これ例えば隣の家がメジロが一杯いると、十羽いると。十羽飼っていると、そこにあるんだというだけで実際にには違法性というか、検挙はできるんでしようか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 一羽という規定は、現行の国内においてますメジロに対する飼養許可でございますので、それが外国からの輸入鳥

かどうかという確認が取れないとなかなかその判断が難しいということで、先ほど言いました都道府県で、これが輸入種であるか、あるいは国産物であるかといふような監視を続けて調査をしていただいているということでございます。

○福山哲郎君 その調査というのは、実際に例えば十羽持つていてある家があると疑いが掛かっている場合に、その十羽が国産であるか外國産であるかみたいなものを見分けてから逮捕なり捜査に入るということになるんでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 詳細な事例は承知しておりますが、先ほど来自然環境局長が答えておりましたおり、これは、我が国におきましては古くから鳥を飼養してその鳴き声を楽しむというそういう習慣があつたとということで、大正八年の鳥獸保護法施行の当初にこういう飼養を認めてきたと

○国務大臣(鈴木俊一君) この愛玩飼養制度でござりますが、先ほど来自然環境局長が答えておりましたおり、これは、我が国におきましては古くから鳥を飼養してその鳴き声を楽しむというそういう習慣があつたとということで、大正八年の鳥獸保護法施行の当初にこういう飼養を認めてきたと

野に暮らす動物は野にという野生生物保護の流れからいって、愛玩飼養制度を維持する必要性を環境省は今どの程度考えておられるのか。お答えいただけますでしょうか、大臣。

○福山哲郎君 その設定は今までの基準と似ておりますけれども、法律自体の見直しに含めまして、今後どのような形でこの基本指針を定めていくかということについても検討してまいりたいというように考えております。

○政府参考人(岩尾總一郎君) たしか附帯決議で三年をめどにと言われておりますので、それまでにはやらなきやいけないのかなという印象を持っています。

○福山哲郎君 それは余り具体的なスケジュールの設定はないんでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) たしか附帯決議で三年をめどにと言われておりますので、それまでにはやらなきやいけないのかなという印象を持っています。

○福山哲郎君 いかないのかなではなくて、やつていただきたいと思います。

○福山哲郎君 とにかく、密猟や捕獲等いろいろ問題も出ておりまし、今ちょうど、先ほど言われている中央環境審議会でも審議をされておりますので、是非前向きに、大臣言われましたように具体的な施策について御検討を早急にいただければというふうに思いまして、今日は質問を終わらせていただきます。

○福山哲郎君 そういった十羽、二十羽持つていて、愛玩飼養目的に捕獲するについては規制の強化に努めるということが必要だと考へているところ

として先ほど御説明いただいた愛玩飼養との制度があるからではないかと。一羽オーネー

だという話になつていてから、例えば残り九羽は外国産だと言つていたり、残り九羽は交雑をして新たに生まれたんだというふうに逃げ道があったりというような話になつていてるんですが、現実に、先ほども言われたように、二〇〇〇年の四月に四種類の愛玩飼養対象だったものが二種類に縮小されると。

○福山哲郎君 最後の第九次鳥獸保護計画基準の話は今からしようと思つていてるんですが、大臣がもうお答えいたいたのでそれでいいんですが、具具体的にいつどのような政策をこの第九次鳥獸保護事業計画に基づいて愛玩飼養の問題について検討を加えるかということの議論まではまだ進んでいないんでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 前回、鳥獸保護法を改正していただきまして、その中で鳥獸保護に関する基本指針という形で新しく鳥獸保護の方法についての基本的な指針を定めることとなりました。

○福山哲郎君 その設定は今までの基準と似ておりますけれども、法律自体の見直しに含めまして、今後どのような形でこの基本指針を定めていくかということについても検討してまいりたいというように考えております。

○福山哲郎君 公明党の福本潤一でございます。今日は、最初にごみ問題、また循環型社会の問題をさしていただこうと思いますが。

○福山哲郎君 いかというかかなり専門的なところもござりますのうかというかかなり専門的なところもござりますのうかというか非常に何というか、注目を置いて、愛玩飼養の取扱いについて検討を重ねていかなければならぬと思うわけであります、先生の御指摘のとおり、第九次の鳥獸保護事業計画との後推移を監視をしているところでありまして、平成十一年につきましては愛玩飼養可能な種を削減するなど、規制をしてきたところでございます。

○福山哲郎君 その後推移を監視をしているところでありまして、愛玩飼養の取扱いについて検討を重ねていかなければならぬと思うわけであります、先生の御指摘のとおり、第九次の鳥獸保護事業計画と

しました、第九次鳥獸保護計画の基準ですね、これが策定をされまして、野生鳥獸は本来自然のまま保護することが基本と認識されておりました。しかし、愛玩飼養目的に捕獲するについては規制の強化に努めるということが必要だと考へているところ

めてしたという日でございます。国、地方自治体また業者の関係、非常に教訓を多く与えた問題だと思いますので、環境省に、不法投棄の防止のためにこれまでの取組、また地方自治体に對して行政処分の具体的な指針というものはどういうふうに考えておられるか、お伺いします。

○政府参考人(飯島孝君) 廃棄物の不法投棄未然防止のためにこれまで講じてきた取組でございますけれども、平成九年と平成十二年に廢棄物処理法を改正しておりまして、その改正の中で、まず排出事業者の責任を徹底強化しております。

具体的には、マニフェスト制度を見直して最終処分までの確認を義務付ける等の措置を取つております。さらに、廃棄物処理業者の許可要件を厳格化する。これは暴力団排除の観点も含めて厳格化しておりますし、違反行為に対する罰則の強化、これは先生御存じのように一千万円以下の罰金、法人の場合は一億円、懲役五年以下という非常に厳しいものになつておりますが、こういった対策を講じてきているところでございます。さらには、不法投棄の取締りに当たりましては、警察などの捜査機関とも連携して徹底的に行っております。

また、御指摘ございました行政処分の指針でござりますけれども、平成十三年の五月に法違反行為に対する許可取消などを定めた行政処分の基準を示したところでございます。これを各都道府県に周知したわけでございますが、この指針では、生活環境保全上の支障を生じる事態を未然に防止して廃棄物の適正処理を確保するということから、都道府県が措置命令や許可の取消しなどの行政処分を積極かつ厳正に実施できるよう手続や方針を具体的に定めたものでございます。

○福本潤一君 そういう意味では、排出事業者、産廃業者に限らず、豊島の場合はミミズの養殖業者だという言い訳が出てきたようなこともございましたので、責任を問うことができるようにしていただいたと。具体的に、予算委員会でもありましたけれど

も、この不法投棄の未然防止とか拡大防止のために具体的にどれぐらいの予算でどういう事業をとされていますので、対処方、よろしくお願ひしたいと思います。

○政府参考人(飯島孝君) 予算的な話でございませんけれども、大きく四つの事業がございます。

まず一番目に、都道府県が不法投棄の監視活動を行うことに対します国庫補助を実施しております。

二番目に、都道府県が無人の監視カメラやパトロール車両、情報伝達システム、これを導入する場合、あるいは非常勤職員による夜間、休日のパトロール

トロール、こういった活動に對して、平成七年度からございますが補助をしております。

三番目には、人工衛星を活用した不法投棄の早期発見、常時監視手法の開発を進めております。こ

れは二年度の補正予算から実施しているものでございますが、予算額六千七百万円で、十五年度には首都圏をフィールドとした実証試験を行います。

して衛星監視システムを設計する予定としており

ます。

三番目には、不法投棄が行われた場合に的確に對応するために早期の発見それから迅速な情報伝達の体制が必要になりますので、これは十三年度

で計上したものでござりますけれども、不法投棄

の現場の調査や関係の法律に精通した弁護士や公認会計士などの専門家集団を設置いたしまして現

場で都道府県を支援する、こういった事業を十五年度から実施する予定でございまして、予算額は

○福本潤一君 今の予算聞いても、豊島の五十五万トンのごみに対する四百億円の費用に比べて非常に小さいわけでございますが、水で言うと上水道

は整備されていても下水道が整備されていない状態がこういうごみ、物質に関しては起つておりますので、対処方、よろしくお願ひしたいと思います。

○副大臣(弘友和夫君) 今国会に提出させていた

だいております廃棄物処理法案の改正案は二つの改正案で具体的にどういう法律的措置されてい

るか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(弘友和夫君) 予算的な話でございま

すけれども、大きく四つの事業をとります。

まず一番目に、都道府県が不法投棄の監視活動

を行うことに対します国庫補助を実施しております。

二番目に、都道府県が無人の監視カメラやパトロール車

両、情報伝達システム、これを導入する場合、あ

るいは非常勤職員による夜間、休日のパトロール

トロール、こういった活動に對して、平成七年度

からございますが補助をしております。

三番目には、不法投棄が行われた場合に的確に

対応するために早期の発見それから迅速な情報伝

達の体制が必要になりますので、これは十三年度

で計上したものでござりますけれども、不法投棄

の現場の調査や関係の法律に精通した弁護士や公

認会計士などの専門家集団を設置いたしまして現

められ拉致された後に、翌十一月一日に群馬県内において殺害されたという事案でございます。本件につきましては、御家族の方から家出人搜索願が提出されたことから、栃木県警察におましまにより逮捕し、さらに三月十三日に殺人罪で再逮捕されたものでございます。

○福本潤一君 岐阜県御嵩町で町長さん、傷害事

件が起つたというのは聞いておりましたけれども、今回、殺人事件ということで大変深刻な事態が起つておるというふうに聞いております。

められ拉致された後に、翌十一月一日に群馬県内において殺害されたという事案でございます。本件につきましては、御家族の方から家出人搜索願が提出されたことから、栃木県警察におましまにより逮捕し、さらに三月十三日に殺人罪で再逮捕されたものでございます。

○福本潤一君 今、大きな話で青森、岩手県境の

ごみの問題ありました。警察という立場から見ま

すと、こういうごみの、住民の問題も含めて、具

体的にどの時点で事件として把握して、どういうふうに警察側の対応の方法があるのか、これを警察廳にやはりお伺いしておきたいと思いますが。

○政府参考人(瀬川勝久君) 青森、岩手県境におきます不法投棄事業についての警察の取組についてのお尋ねかと思いますが、この事件につきましては、平成十一年に行政当局からの連絡によりまして警察としては事件を認知をいたしました。直ちに捜査を開始いたしまして、平成十二年五月に被疑者五名を不法投棄罪で検挙しております。その過程で行政当局との連携を図つております。例えば行政当局に排出事業者に関する情報を警察から提供いたしましたりしております。

るいは不法投棄の手引きに何かブローカーみたいのが介在しているとか、そういう事案があるということでおざいます、過去にもあつたということがあります。

したがいまして、平成十二年の廃棄物処理法改

正におきまして暴力団員あるいは暴力団が支配す

る法人を産業廃棄物処理業の欠格要件に加えまし

て、この世界から暴力団の排除というものを進め

たところであります。そしてまた、この国会にお

きましてお願いをしてある改正法におきまして

も、特に悪質な業者についてはその許可を必ず取

り消さなければならぬということにしているわ

けであります。今までは、取り消すことができる

ということでいわゆる裁量がそこにあつたわけで

ありますので、そうなりますと、その地方公共団

体の担当者のところに押し掛けといって取消しを

するなというような圧力を掛けているようなこ

ともございましたので、この改正におきまして

は、取り消さなければならないということで裁量

の余地をなくして必ず取り消すというようなこと

をして、そういうことからも防止をしていきたい

と思っております。

また、先ほど来お話をざいますとおり、警察と

の連携、これは大切でございまして、先ほど来警

察の方あるいは廃棄物・リサイクル部長からも

お答えしましたが、この面の連携というものは是

非今後とも進めてまいりたい、そのように思つて

おります。

また、地方公共団体の職員の方々に対して、警

察等における講習、研修、これを受けることを一

層進めるということもやらないければならないと思

いますし、また環境省におきましても、環境省が

実施しております地方公共団体職員向けの環境行

政に関する研修の中でも、行政に対する暴力への

対応についても扱つていけるように検討をしたい

と思っております。

いずれにしても、産業廃棄物の処理業者、処理

業界、これを健全なものにしていかなければなら

ないわけでありまして、こうした暴力団等の排除

等にはしっかりと対応を今後ともしてまいりたいと思つております。

○福本潤一君

しっかりと取り組んでいただければと思います。

○福本潤一君

もう一つの問題、私聞かせていただこうと思う

んですが、環境省。

これで結構でございますので。

○福本潤一君

環境と経済の両立ということで、所信にも鈴木

大臣、大いにこの両立、むしろ環境に考えること

によって経済もより加速させるんだという方向性

出していただいております。ある意味では、事業

者、産廃業者じやなくて様々な産業をやっている

事業者、こういう方々が経営方針に環境へ取組を

入れたいというようなときに、今後、経営戦略の

一つになつてきるというところも出てきており

ます。

それで、環境大臣、企業の自主的な取組という

ときには、環境と経済の統合というものを実現する

ときに、今後、積極的に取り組んで環境省として何

も支援すべきじやなかろうかというぐらいに思

ますけれども、環境省自身はどういうふうに考え

ておられるか、これを伺いたいと思います。

○國務大臣(鈴木俊一君)

今の先生の御指摘は

大変重要であると思っております。環境省と

いたしましても同じ認識に立ちまして、ISO

14001とかエコアクション21の取得などによ

ります環境の推進、環境報告書の普及促進、

グリーン購入や環境ビジネスの推進などに取り組

んでいきたいと思っております。

いずれにいたしましても、企業が環境に配慮を

する、様々な面で配慮をする、そういうものが積

極的に評価をされるような、そういうような環境

づくりをしていくことが大切であると、そういう

ふうに思つております。

また、環境省におきましても、環境省が

実施しております地方公共団体職員向けの環境行

政に関する研修の中でも、行政に対する暴力への

対応についても扱つていけるように検討をしたい

と言葉を使われました。我々もここ一週間、全国各地いろいろ回っていますと、企業を巡ったときにISO14001取得認証会社というような表示が出ている会社もございます。そういう意味では、大企業の中にはこういう形で進めるところはあるんですが、中小企業で無理して取つたけれども倒産したという会社まで最近は出てくる例もあります。だから、この動機付けについてどのように考えておられるかお願いしたいと思います。

○政府参考人(炭谷茂君)

確かに、先生御指摘の通りです。しかしながら、平成十三年度以降、エコアクション21の参加登録件数が増えております。これは、大企業の方で、部品や資材などの調達に当たりましては調達先企業に環境経営を求めるなど、具体的に環境対応を進める政策、進めていただけないかという思いがございまして、どういうふうに考えておられます。

○政府参考人(炭谷茂君)

ただいま先生御指摘のように認証資格に金掛けるわけにはいけないという、そういう事業者に環境省として何

か具体的に環境対応を進めれる政策、進めていただけないかという思いがございまして、どういう

ふうに考えておられるかをお伺いします。

○政府参考人(炭谷茂君)

大企業においては、有識者または

普及は大変進んでおりまして、一万件以上は既に超えています。しかし、これは大企業でございません、中小企業の方々のISOの14001

の普及は大変進んでおりまして、一万件以上は既に超えています。しかし、これは大企業でございません、中小企業の方々のISOの取得というの

は後れているというふうに考えております。

○政府参考人(炭谷茂君)

この原因というのは、やはりISOの認証取得

についてはお金が掛かるとか、また時間が掛か

る、そのための人材を要するというような負担が

大きいわけでございます。このために環境省とい

たしましては、中小企業の方々が取りやすく、ま

た取りやすい環境マネジメントシステムといたし

まして、環境活動評価プログラム、私どもはこれ

を愛称エコアクション21というふうに呼んでおり

ますけれども、そういうものを平成八年から作り

まして、環境活動評価プログラム、私はこれがこれであります。この普及促進を図つておるところでございます。

○福本潤一君 エコアクション21、私も時々聞きますけれども、なかなか取る会社、多くないと。調べたら、全国七百万事業者の中現在五百九十九社ぐらいということで、余り認知というよりも取引機付けが弱いのではないかというふうに思ひます。是非ともこれ、インセンティブの付与を含めて、今後抜本的な見直しをエコアクション21に対してもする必要があるんじゃないかなと。ISO14001と同等、いろいろな様なことであります。しかし、この動機付けについてどのように考えておられるかお願いしたいと思います。

○福本潤一君 やはり中小企業にとってそういう認証制度、14001、取りにくけれども、環境省、やはり具体的な、例えばエコアクション21つて長いですかEA21とか、そういうような形で環境省独自の認証システムというのができ上りますと、やはりそういうのを積極的に取りますけれども、その中で、例えば認証制度やロゴマークの付与といったような普及促進策も検討されているところでございます。この検討結果を踏まえまして、エコアクション21のあり方に閣下の検討会を開催しております。そこで、近々、その検討結果を取りまとめて公表する予定でございます。

○福本潤一君 その中には、先生御指摘のインセンティブをいかに高めるかという点が一番大きな課題でございますけれども、その中で、例えば認証制度やロゴマークの付与といったような普及促進策も検討されているところでございます。この検討結果を踏まえまして、エコアクション21の抜本的な見直しを行つております。この検討結果を踏まえまして、エコアクション21の抜本的な見直しを行つております。

○福本潤一君 やはり中小企業にとってそういう認証制度、14001、取りにくけれども、環境省、やはり具体的な、例えばエコアクション21つて長いですかEA21とか、そういうような形で環境省独自の認証システムというのができ上りますと、やはりそういうのを積極的に取りますけれども、その中で、例えば認証制度やロゴマークの付与といったような普及促進策も検討されています。

とか、いろいろな思いで深刻な思いになつてゐる

ところも結構ござりますので、是非ともこういう環境省独自の制度を作つていただければと思います。

時々例に出すんですが、かつて潜水士試験といふのを労働省持つていましたけれども、今スキューバダイビングをするときにそれ取る人ほどんどないわけですね。あれ免許証なんですか? 今は免許証でない認定証のCカードというので海に潜つてスクユーバダイビングをする人がおられますけれども、私ども学生のときは潜水士試験取つて潜つた経験ござりますけれども。

是非とも、こういうCカードというよつなのに一般化して、認証試験なのに取らないといけぬというような形に、ISOの方はなる形にならないよう、是非とも環境省のEA21とかそういうものを作つていただければと、また普及していただきたいと思います。

○政府参考人(炭谷茂君) ただいま御説明いたしましたように、昨年度検討を行つていただきまして、その結果を現在まとめております。

その検討結果を受けまして、今年度は百社程度の会社を中心にして参加をいただきまして、例えは認証制度やロゴマークといった普及促進策について試行的な事業を行つてまいりたいと考えております。その結果を踏まえまして、より有効な仕組みを構築した上で、早ければ来年度から本格的な実施を図りたいというふうに考えているわけでございます。

その実施に当たりましては、地方自治体の取組や大企業の取組との連携というものを図る必要があると思つております。また、中小企業事業者にとって負担の掛からない、負担の少ない方式と、そしてかつインセンティブが働く仕組みという方向で考へてまいりたいというふうに考えております。

○福本潤一君 来年度にも実施ということでおざいますので、是非とも大企業さんにも、ISOを、自分のところと取引がある中小企業に対しても、ISOを取るというよりも、このEA21を取つたら我が社は取引をしますよといふ

ようなぐらいの方向性を持つていかなければ、認証資格取るために会社經營が傾くという状況が生まれないで済むんじゃないかと思います。

省の頑張りを期待したいと思います。

具体的に、今日は、循環型、またごみの問題を

中心に話していただいておりますので、先ほど午前中に清水委員からございました、循環型社会

形成推進基本計画がいいよ具体的にでき上がつたということをございました。当時の環境庁長官だつた清水先生の方から具体的に細かい御質問

丁寧にありましたので、私の方はごく限られたところ、数値にかかるところだけお伺いしたいと

思いますが、現在の具体的な実質的な循環の中で

のフローの数値、例えは物質のフロー、また資源として投入したもの、投入資源量、さらに天然資源のうち環境中へ排出した量、これ、また循環的に利用した量、こういったものの具体的にどうい

う状況になつてゐるかと。さらには、今後、目標とする年次にはそれがどういうふうに変化していく

くというふうにとられておられるか、この二つについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(飯島孝君) 我が国の物質フローの現状でござりますが、これは循環基本計画にも記載をさせていただいたところでございますが、天然資源等の投入量が、平成十二年度の値でござりますが、十九億トン。先生御質問ございました天

然資源だけで申しますと、これ製品資源が一億トントン含まれておりますので、約十八億トンというこ

とになります。

それから、それらが建物とか製品の形で蓄積されたり、エネルギーで消費されたり、食料で消費されたりするわけでございますが、環境への排出というのをとらえますと、例えはエネルギー消費によってC₀₂のような形で環境に排出された

り、あるいは焼却等の減量化で大気中に排出されたり、最後はもちろん最終処分ということでござります。

それから、循環の利用量はどのぐらいかということでございますが、廃棄物等として発生するのが約六億トンでござりますけれども、そのうち約二億トンが、現在、物質フローとして循環利用されております。

これらが目標年次にどうなるかというお尋ねでございますが、物質フローの目標につきましては、先生御承知のように、入口、出口、循環の三つの側面で特別の指標を取つております。

これらが目標年次にどうなるかというお尋ねでございますが、物質フローの目標につきましては、先生御承知のように、入口、出口、循環の三つの側面で特別の指標を取つたということをございました。当時の環境庁長官だつた清水先生の方から具体的に細かい御質問

が約六億トンでござりますけれども、そのうち約二億トンが、現在、物質フローとして循環利用さ

れております。

これらが目標年次にどうなるかというお尋ねでございますが、物質フローの目標につきましては、先生御承知のように、入口、出口、循環の三つの側面で特別の指標を取つておりまして、それ

ぞれ資源生産性、循環利用率、さらに廃棄物の最終処分量という、この三つのマクロの指標を取つておられます。

平成二十一年度には、資源生産性につきましては四割向上させる。また、循環の利用率、先ほど二億トンと申し上げましたが、これは四割向上させ

る。さらに、最終処分量は半減させまして二千八百万トンになると、こういう計画になつてゐるところでございます。

○福本潤一君 目標に向けて四割向上させていくということをございます。

循環型の形成推進法ができた以後、循環資源といふ、生かしたごみ、資源として使われるのを指す言葉として定着しておりますけれども、今言わ

れたことの中に資源生産性とか具体的に分かりやすい指標も考え出していますので、今後実効性、ま

だ見通しを決意とともにお伺いしたいと思います。

○福本潤一君 本計画におきまして、資源生産性、循環利用率、それから最終処分量、この物質フローに関するその数値目標というのを作つてあるわけではありますけれども、この数値目標を導き出した根拠ということではあります。

これは過去のトレンドを基にいたしまして、それをラス今回のこの基本計画で示された取組を、これを着実に進めていく、そうすればこうなるといふ、そういう達成可能な水準として定めたところ

でございます。

先生のおっしゃるとおり、この数値目標を定めたからにはこれをきちっと実現すると決意を持つて臨まなければならぬと、こういうことでござりますが、これを目標どおり進めるためには本計画にも沿つた各主体の積極的かつ自主的な取組が不可欠であると、そういうふうに考えております。

環境省といたしましても、目標達成に向けた施

それ聞いた後にしましよう。

○政府参考人(飯島孝君) 先生の御指摘のよう

に、天然資源といいまして鉱物系のもの、土石系のもの、あるいは化学系のものと、いろいろございまして、それぞれについて分析をして、いかに少ない天然資源の投入でいかに大きなGDPを上げるかというのがこの資源生産性の考え方でございまして、その辺の細かい分析につきましては今後ますます詳細に検討させていただきたいと思

います。これが、現在の計画ではトータルの形として重量とそれから金額という形で資源生産性を表しているところでございます。

○福本潤一君 補足の質問をさせていただきますけれども、最後に環境大臣、この目標をきちんと明確に数値化したと、四割向上と、さらに最終処分量を半減するという大きな目標きました。

この数値出した根拠も聞きたいのですが、むしろこれを具体的に、計画として法律に基づいて作られたわけですが、その後実効性、また見通しを決意とともにお伺いしたいと思います。

それから、それらが建物とか製品の形で蓄積されたり、エネルギーで消費されたり、食料で消費されたりするわけですが、ほかの物質のトンとはまた違う

と思いますけれども、このトンというのははどういうふうに整合性合るように調整されているかといふのも聞かせていただこうと思います。

それから、それらが建物とか製品の形で蓄積されたり、エネルギーで消費されたり、食料で消費されたりするわけですが、ほかの物質のトンとはまた違う

と思いますね。こういうのは、例えば石油なら石油とかいうトンと、ほかの物質のトンとはまた違う

と思いますけれども、このトンというのはどうい

各主体の積極的な活動、こういったものにも支援をきちつとしてまいりたいと思います。非常に意欲的な循環基本計画というものが立てられたわけでありますので、こうした数値目標の達成ができますようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 最初に、私はジユゴンの問題について質問をいたします。

防衛施設庁は、沖縄の辺野古沖で五月中にも地質調査の大規模なボーリング調査や音波による海底地形調査などを行おうとしています。ボーリング調査ですけれども、これはサンゴや海草がある海中に六十三本ものやぐらを建てて海底のボーリングを行うという計画です。

辺野古沖は、何度も当委員会でも指摘をしてきておりますけれども、国の天然記念物である世界北限のジユゴンが生息をしていて、その保護が国際的に注目をされています。特に、基地建設の環境アセスではジユゴンへの影響が焦点となつて、環境省も三年がかりでジユゴンと藻場の調査をしている最中です。その調査がまだ継続中で、終わつていません。環境アセスメントの方法書もまだできていない、そういう段階でジユゴンに重大な影響を与えるボーリング調査、これは私は本当に暴挙としか言いようがないと思います。

ボーリングのやぐらを建てる位置ですけれども、ジユゴンが回遊している海域で、そのうちの、六十三か所のうちの二十か所がジユゴンがえさ場としている海草藻場にかかると専門家は指摘をしています。工事によってジユゴンはえさを食べる場所を失つてしまい、生存の危機にさらされると思います。しかも、ジユゴンは非常に音に敏感だそうです。工事によって辺野古沖に近寄れなくなる、つまりえさを食べに来ることができなくなるということです。

環境省のジユゴン調査はまだ終わっていない、そういう状況でボーリング調査のための工事、それも大々的な工事ですよね、そういうことを行うというのはもつてのほかだと思います。大臣、す

ぐにこういう調査は中止をするよう防衛施設庁にきちんと言うべきではありませんか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 御指摘の現地技術調査でございますけれども、今月の八日に着手をされると聞いております。

これは、護岸の構造を検討するために必要な海象、地質のデータを収集するとか、それから海象、気象の地形でありますとか、それから海象、気象のデータを収集するというふうに聞いておるところとおりでありますけれども、今回の調査が、それがうんと低減をされる、そしてジユゴンへの影響を含めて可能な限り環境への影響の少ない調査方法が選定されることが重要であると、そういうふうに考えているところでござります。

防衛庁において現在具体的な作業計画を検討しているところと、こういうふうに聞いておるわけありますけれども、防衛庁が環境への影響をできる限り少なくするような手法を選定すること中でも、今、先生から御指摘ございましたボーリング調査を始めとする現地技術調査の実施に当たりましては、本年一月に第一回の代替施設建設協議会がございまして、その折に防衛庁から、地域の生活環境や自然環境に十分配慮しながら作業を進めていくことの旨の発言があつたところであります。環境への影響ができる限り少なくなるよう措置されるものと考えているところであります。

なお環境省といたしましても、そこにはジユゴンの専門家もおいでござりますけれども、そこにはジユゴンの専門家もおいでござりますので、そうした検討会に加わっていただいております検討委員の方など、知見を有する専門家から個別に意見を聞くということも検討してまいりたいと思つております。

○岩佐恵美君 いざれにしろ、大臣、辺野古沖にはジユゴンが生息をしているということのはつきりしている。だから、沖縄全体ではありますけれども、辺野古沖を含めて、ジユゴンの今生息調査、生態調査を環境省が行つておるわけですよ。その非常に重要な地點であつて、はみ跡もあるし、ふんもある重要な地點である辺野古沖、そこにジユゴンが来れないような、そういう工事をもし環境省が見逃すというようなことがあれば、私は、環境省のかなえの軽重が問われる、もう午前中の議論でもいろいろ出ていましたけれども、られないと思うんですね。ジユゴンを追い払つてしまつてから環境省がジユゴン調査をやるなんとい

うのは、本当に何のための環境省の調査なのかということになるんじやありませんか。

私は、大至急、ジユゴンの専門家の意見も聞いて、防衛施設庁の調査計画について検討すべきだと思つんですね。大臣御存じだと思いますが、やれども、その点いかがですか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 御指摘の現地技術調査でございますけれども、防衛庁が環境への影響をできる限り少なくするような手法を選定することとし、その際に必要があれば専門家の意見を求めることがあります。それで、防衛庁から御指摘ございましたボーリング調査を始めとする現地技術調査の実施に当たるところと、こういうふうに聞いておるわけあります。それで、防衛庁から調査手法について説明を受けまして、環境保全の観点から助言を環境省としても行つていただきたいと、そういうふうに思つておるわけであります。

その際に、ジユゴンと藻場の広域的調査の検討会というのがござりますけれども、そこにはジユゴンの専門家もおいでござりますので、そうした検討会に加わっていただいております検討委員の方など、知見を有する専門家から個別に意見を聞くということも検討してまいりたいと思つております。

○岩佐恵美君 いざれにしろ、大臣、辺野古沖にはジユゴンが生息をしているということのはつきりしている。だから、沖縄全体ではありますけれども、辺野古沖を含めて、ジユゴンの今生息調査、生態調査を環境省が行つておるわけですよ。その非常に重要な地點であつて、はみ跡もあるし、ふんもある重要な地點である辺野古沖、そこにジユゴンが来れないような、そういう工事をもつてから環境省が見逃すというようなことがあれば、私は、環境省のかなえの軽重が問われる、もう午前中の議論でもいろいろ出ていましたけれども、られないと思うんですね。ですから、環境省がジユゴン調査をやるなんとい

うか、強く要望しておきたいと思います。

次に、圏央道のトンネル工事によつて八王子城跡に環境影響が出ている、そういう問題について質問したいと思います。

八王子城跡は国指定の遺跡であります。その直下に巨大なトンネルを一本掘る工事が進められております。このトンネル工事によつて水が漏れが起つて、遺跡を始め周辺の自然環境、生態系への悪影響が危惧をされています。

この問題については、九九年三月の当時の国土・環境委員会で水漏れのおそれが大きいという観点から私が指摘をして、同僚議員のその道の専門家の方が、質問の後、あれは水が漏るよというふうに言わされましたけれども、大分建設省はそのときに、いや、漏るとはないとか言つています。それで、防衛庁から調査手法について千歳の専門家の方が、質問の後、あれは水が漏るよとメーターにわたつて止水工事をするということになりました。それと併せて、土かぶりが十メートルしかない滝ノ沢川北支流の区域、ここも水が漏るのではないかということで止水工事を百メートル行つということにしました。

そして、九九年十月から掘削を始めたわけですけれども、滝ノ沢川の区間の工事、これは非常に難航しました。二〇〇〇年六月から二〇〇一年六月まで、一年間百メーター掘るのに掛かり、費用も止水工事だけでこの百メーターに十六億円も掛かつたということです。

さらに、二〇〇二年一月に山頂部の観測孔で深部の岩盤地下水の水位が急激に十二メーター低下するという事態が発生して、ついに工事はその段階で中断をしました。そこで、トンネル技術検討委員会の指示で止水工事を従来の計画より手前から実施をするとということにして、昨年十月に掘削工事を再開をしました。

その後、観測孔の水位はどうなつておるか、国土交通省。

○政府参考人(佐藤信秋君) 全体の問題といたしまして、今の進捗状況、多少触れさせていただきます。

八王子城跡トンネルは延長が二・四キロのトンネルでございますが、平成十一年の十月から掘削を開始いたしまして、この平成十五年三月三十一日現在で、下り線が千百八十八メートル、上り線が千二百三十メートルまで掘削が進んでいるところであります。

先生御指摘の現時点でのこの地下水位の状況、こういうことでございます。地下水位の状況を把握するための観測孔七本を設けまして、そのうち六本につきましては、降雨等による水位の変動はあります、トンネル掘削による大きな変化は見られない、こういう状況であります。

観測孔、ナンバーで申しますと観測孔の二番につきまして、トンネル工事に伴いまして、平成十四年の一月二十二日から二月一日にかけて水位の低下、約十一メートルの低下が確認された、こういうことで、トンネル技術検討委員会を開催いたしまして、四回にわたりトンネルの掘削工事における止水対策工法等について御検討いただき、掘削の最先端部の地盤の止水工事を実施しながら、並行作業で実施しながらトンネルの掘削工事を進めている、こういう状態であります。

この観測孔二の地下水面につきましては、この三月三十一日時点で、平成十四年の二月一日と比較いたしまして約一・七メートル低下している、こういう状況でございます。

○岩佐恵美君 この二の地点の水位ですけれども、工事再開からまた水位が下がり始めて、三月末では観測開始以来最低の水位を更新をしています。昨年の一月の低下前に比べて十四メートル以上も水位が下がっているんですね。いろいろ数字の言い方つてあるんですね。今の御説明だと余り下がっていないような印象を受けますけれども、十四メーター下がっているんです。そして、止水工事をしても結局水位が回復していないということを示しているわけですね。国土交通省としては、今後更に五メーターから十五メーターも水位が下がると予測をしています。つまり、掘削を

開始したころの水位と比べると実に三十メートル

も水位が下がるということになるんですね。

トンネル技術検討委員会は、昨年一月に、急激に水位が下がった原因について、複雑な水道の影響及びこの部分の水の岩盤に占める割合が少ないことが考えられ、岩盤内の水をわずかに引き出しがけでも地下水位の低下をもたらしたことが考えられると言っています。

止水工事による掘削は滝ノ沢川区間の百メートルに一年掛かっています。昨年十月からの半年でも五、六十メーターしか進んでいません。一千メーター工事するには相当の年数を要すると思われます。その間複雑な水道を通じて水位が三十メーターも下がるほど岩盤内の水を引き出す状態が数年、何年も続ければ、新たな水道が広がってあちこちに水がれの影響を及ぼす、そういう危険性が大きいのではないか。

○政府参考人(佐藤信秋君) トンネル技術検討委員会におきまして、最新の気象データ、既に掘削した区間のデータに基づきまして水収支の解析をいたしていただいて、予測をしていただいている。この結果で申し上げますと、今後トンネルの掘削が進みますと、進んで観測孔の二に近づくにつれまして、水位はある程度低下していくだろうと、「二十メートルから三十メートル。ですから、そういう意味では、昨年の二月以来で言えば五メートルから十五メートルぐらいになるんでしょうが、最大低下する可能性はあると、こういうふうに予測がされております。

この観測孔二の付近を通過した後がどうなるかと、こういうことでございまして、覆工の止水を施工をしてトンネル内に水を引き込まないような構造にする、当然ライニングといいますか、トンネルにコンクリートをきちんとまくわけでございますので、止水工を、覆工止水を施工してトンネル内に水を引き込まない、こういう構造を完成了した後、将来的、数年内に上昇して安定するということがないかと、こう予測をしていただい

ております。

予見できない亀裂などによって更に急激な水位低下が生じた場合、こういう場合には亀裂への止水注入によって水位の上昇が可能であろうと。さらに、水位の上昇が遅れたとしても、坎井や御主殿の滝への影響は発生しないのではないか、これが考えられ、岩盤内の水をわずかに引き出しがけでも地下水位の低下をもたらしたことが考えられると言っています。

トンネル技術検討委員会は、今回、岩佐恵美君の予測図について、本当に素人の私が見ても、一回三十メーターまで下がったものがずっと何年かたつと元に戻る、どういう信憑性があるのか分からぬであります。専門家の人がだつて、こんなのがあり得ないと、いう指摘をされる方がいらっしゃいます。ほとんどだと思うんですね、そういう方の方が、だつて、分からぬでありますから。

大体、そのナンバーツーの観測孔についても、何でそこがこっちのトンネルを掘ったことによつてどんどん抜けたのと、水が十四メーターも抜けることになつたのということを現場で私聞いたんですけど、担当官の方に。そうしたら、いや、土の中というのはどうなつてあるか分かりませんからと言われるんですね。水道はいろいろあるんで、何が起るか分からんんですね。私が本當に正直なところだと思うんですね。

本当にそういう意味では、水位が回復するだろうなんという加減なことを言つて、それで後になつて、いや、予想外の事態が起りました、こういうことでしたみたいなことで言うと、いうのは一番良くないと、そういうふうに思います。

そこで、今何が八王子城跡に起つてあるかと、いうことを、この間ちょっと現地に行つて見てまいりました。長年八王子城山を歩いている方々からは、一年くらい前から山全体の乾きと荒れが目立つて、小さな崩落があちこちに見られるという

話がありましたが、実際に見に行ってそういう現場に遭遇しました。

例えば柵門台北側ですが、幅五メーター、長さ三十メーターにわたって土砂が崩れ落ちています。崩落箇所の最上部が大きくえぐられていて、そのすぐ上を通つてハイキングコースが今にも崩れ落ちそうな状態でした。私、このところをずっととよじ登つて見たんですけれども、本当に殿への影響は発生しないのではないか、こんな御判断をいただいているところではございません。

しかしながら、常にこうした観測を続けながら、必要な対策といったことを、水文データ、施工データ、十分観察しながら慎重に施工を進めていきたい、こういうふうに思つております。

○岩佐恵美君 この予測図について、本当に私が見ても、一回三十メーターまで下がったものがずっと何年かたつと元に戻る、どういう信憑性があるのか分からぬであります。専門家の人がだつて、こんなのがあり得ないと、いう指摘をされる方がいらっしゃいます。ほとんどだと思うんですね、そういう方の方が、だつて、分からぬでありますから。

実は、文化庁は、建設省が水文調査を行いました、その水文調査を見て、史跡には影響がないと、いう様子が見られました。三十年も歩き続けていた私は、そのときに、そんなことないんじゃな

いのということで、かなり文化庁にはいろいろ物を言つたんですけど、いや、大丈夫ですといふことで同意をされたわけですが、ところが、実際にには大規模な水抜けが起つた、今言つたようないふことでトンネル工事に同意をしたんですね。私は、文化庁の責任は重大だと思います。

これまでの甘い対応、これを反省をして、国の大手史跡をしっかりと保存するためにきちんと現地を調査をして、しかるべき対応をすべきだということを思いますが、どうですか。

○大臣政務官(池田保子君) 今、委員がおつしやいました様な問題がトンネル工事との因果関係によつて起こつてゐるかと、いうことははつきりとは分かつておりませんが、きちんと、現場に行けとおつしやるならば、もとより人を派遣することはやぶさかではございませんが、今日までの調査によりますと、水文調査はしっかりと事業者である国土交通省が行つてくださつております。その

結果によりますと、土壤水分観測、地下水観測、地質調査等々におきまして、何ら遺跡への影響はないと考えられております。私どもは、ずっとこの水文調査の継続は国土交通省が実施されておりますので、それをしっかりと受け止めて、今、坎井などによる影響はないと言判断いたしております。これからも、東京都、王子市等と連携を取りながら、しっかりとそれは測つていただきたいと思つております。ただ、文化庁といたしましては、今のところそれによつて問題が生じているというふうには考えてはおりません。

○岩佐恵美君 今日、政務官においてをいただいたのは、文化庁は事務官としてはこれを認めてしまつておられるわけですね。トンネルは、その水文調査見て、結構でござりますということを言つてしまつておるんですね。それで、今、事態は違うことが起こつてある可能性があるわけですね。そこを私は謙虚にきちんと受け止めて、現場に行つて、今最後に言われましたけれども、東京都とか八王子市とかよく相談をされて、現場の調査を丹念にしていただきたい。
つまり、事務方は自分の責任が問われる、そのことを恐れると思うんですね。それじゃいけないと思うんです。やっぱり、事業者がやつた調査でこれがいいと言つたからそれをうのみにして、結論がそうでない結論が出てしまつたということであればこれは大変なことになるわけですから、それはまた文化庁はその結論を認めるということもあればこれは大変なことになるわけですから、そろそろと調査をするということをしつかりとやつてしまつたみたい、そのことを事務方さんにきつと言つていただきたい、そのことを要望しておきたいと思います。

次に、山の南斜面、標高三百七十メーター付近に水路状の敷石遺構があります。文化庁はこれを確認しているかどうか、どう評価をされておられるのか。同じ図を持っておられるようですが、

ちょっとと大変見づらいですが、こういう、これは敷石、石が何というか溝状になつていて、びつと受け止めて、今、坎井などによる影響はないと言つておられるんですね。私たちが見たときは二十メーターくらいでしたかね、幅一・五メーターで二十メーターで斜めになつていて、びつ

しりと敷き詰められているんですね。私たちが見たときは二十メーターくらいでしたかね、幅一・五メーターで二十メーターで斜めになつていて、びつと受け止めて、今、坎井などによる影響はないと言つておられるんですね。これについてどう評価をしておられる

ときには遺構の存在はございませんでしたけれども、今、委員がおっしゃいますように、昭和五十七年に地元の研究者団体により存在が明らかにされました。今おっしゃるように、大変に、幅約一・二メートル、長さ約二十メートルにわたる石を敷き詰めたものでございまして、これはどういふような値があるかということはこれからも、八王子市教育委員会において今現在も城跡の保存管理計画を策定中でございます。ですから、この遺構がどれだけの値があるか、そして保存値値があるならばどういう保存方策があるかなどといふことは、専門家から成る委員会で今後やはり学術的に議論されていかなければならぬと思つております。現在、その進行中でございます。

○岩佐恵美君 この遺構は何のために作られたか分からぬ、謎の遺構なんですね。全国にこういう遺構は一つしか今までのところ発見されていないということです。ところが、その写真は一九八六年の調査のときの記録なんです、上のしつかりした方は。それがもう現在は傷みが大変ひどくなつております。ですから、大至急調査をしていただき、修復をすればまた文化庁はその結論を認めるということでも事実は、眞実は一つしかないわけですから、ちゃんと調査をするということをしつかりとやつてしまつたみたい、そのことを事務方さんにきつと言つていただきたい、そのことを要望しておきたいと思います。

次に、国交省として、八王子城山トンネルに統

べます。そこに大規模なトンネルをまた二本も掘り抜くというわけですから、これはもうどういうことが起こるのか、本当にみんな心配をしているわけですけれども。

そこで、国交省に伺いますが、高尾山に新たに三本の鉛直ボーリングと北坑口側から三百メートルの水平ボーリングを行うと発表しましたけれども、何のためでしょうか。簡単に。

○政府参考人(佐藤信秋君) 高尾山が自然豊かな地域であると、こういう点も考慮いたしまして、水環境の保全、こうしたことが一つの、十分に配慮した施工が必要であろうと、そういうことと、ボーリングそのものはトンネルを掘る場合の常に岩質等を把握すると、こういったことでやっておるわけでございますが、特に念を入れてボーリングしようと、こういうことで三月の七日から実施しているところでございます。

○岩佐恵美君 高尾山の北半分では既に十本の鉛直ボーリングを行つています。そのうち、今回、水平ボーリングを行う範囲に五本あります。柱状図というのがありますね。それを詳しくちょっと見せていただいたんですけども、いずれも地盤の質を見る指標であるR Q D 値、これが極めて低いんですね。

R Q D 値は、ボーリングで採取をしたコアを一メートルごとに区切つて、そしてその中に十七センチ以上つながつた部分がどれくらいあるかというのを見るので、九〇%以上であれば岩盤の状態は非常に良い、七五から九〇%は良い、五〇から七五は普通、二五から五〇は悪い、ゼロから二五は非常に悪い、こういうランクになつているわけですから、五本のボーリングのR Q D 値はトネルが通る深さで見るとほとんどゼロから一〇%と最悪なんですね。正にぐずぐずの状態なんですね。

こういうところに水平ボーリングをするだけで私は地下水に影響を与えるんじやないかというふうに思いますけれども、さらに中心部の五百メートル、この割れ目の多い状況が確認されていない

ところにトンネルを掘るということでバランスを崩せば、さつきわあつと申し上げましたけれども、八王子城跡よりももっと高尾山の方がぐぐぐずなんです、地質は。そういうところにトンネルを掘るというのは本当にむちやくちやだと思うんですね。国定公園なんです、ここは。

是非、環境省として、そういう豊かな自然を守ることで、毅然とした対応を事業者に対しても取つてほしいと、そういうふうに思うのですけれども、その点、いかがでしょうか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 高尾山が大変、アカマツ、それからイヌブナ、また先生のお話ではシイの木でしょうか……

○岩佐恵美君 ブナ、ホンブナもあるんです、八十本。

○國務大臣(鈴木俊一君) ブナですか、ホンブナ。そうした天然林に覆われた優れた自然の風景地であるということは、そういう評価を環境省としてもいたしております。そして、それなるがゆえに、昭和四十二年に東京都の申出を受けまして、明治の森高尾国定公園として指定をされていました。

この高尾山国定公園のところに園央道のトンネルをということでございますが、その国定公園における許認可につきましては、これは自治事務としてその権限を有している都道府県知事、これが国定公園の適切な保護と利用の観点からそしめた事業の許認可の可否を判断するということになつておるわけでありまして、この高尾山におきましては東京都が国定公園の適切な保護と利用を行つております。

しかし、環境省といたしましては、自然環境の保全を推進する立場でありますので、東京都から相談等があれば積極的に対応をしてまいりたい、協力をてしまりたいと思つております。

○岩佐恵美君 終わります。もうちょっと積極的にやつてもらいたいんです。

○高橋紀世子君 高橋紀世子でございます。

私は、この間のイラクの戦争について本当に心を痛めました。そして、この前も戦争と環境については質問させていただいたんですけれども、またもう一度質問させていただきます。

本当に戦争ほど環境に悪い影響を与えるものはないと思うんです。今回のイラク戦争ではいろいろな種類の兵器が使われています。戦争の当事者として米英軍、そしてイラク軍が使用した兵器がもたらす人体への被害、そして地球環境そのものに与えている影響などを少し調査していただきたいと思うんです。人も死にましたし、やはりこういう他国とのかかわりが出てくるような大規模な調査は他の機関ではやりにくいし、その環境の仕事であり、フルに予算を使ってほしいと、いただきたいと思うんです。そして、予算が足りないので、不戦を唱える日本の環境省として、大体、戦争の副作用としての環境破壊の実態を調査していただきたいのですが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(鈴木俊一君) いわゆるイラク戦争でござりますけれども、昔と違いまして戦場がそのままリアルタイムで放送されるということで、大変戦場での悲惨な状況等も放映をされまして、私もそれを見て大変胸の痛む思いでおります。一刻も早く終結をすることが望まれるわけでございまして、終に向けて今動いていますけれども、それが確実な形で早く終了してもらいたい、そのように思つてはいるところであります。

今の、先生から、今回のイラク戦争で使用した兵器がもたらす人体への被害、そして地球環境そのものに与える影響などの調査をするべきだという影響調査ということ、これがいろいろな国際機関などで行われることがあるのかもしれませんけれども、も、それぞれの国がそれぞれの国の方の立場で果たしてそこに出でていって、任意でそういう調査をするということが出でたしてどうなかといふような感覚でござりますけれども、イラク戦争後の復興支援、これについては我が國も協力をするということを再々言つておるわけであります。そして、その協力の仕方でありますけれども、日本が何か、また今後使用されるのかといったような情報が得ることは困難であるというのが実情でございまして、兵器が人体や地球環境に与える影響を予測、調査するということもなかなか技術的にも難しいものであると、こういうふうに思つております。

ただ、いずれ戦争が終結をいたしましたら、国際的な枠組みの中で戦後復旧等に日本も協力をすると、こういうことを言つております。これは、これもまた日本政府だけが独りでそこのイラクに行つて何かやるというのではなくて、国際社会の中で、どういう枠組みの中で日本が協力するかと、いうことで、全体の中で日本が受け持つ部分、その日本が受け持つ部分の中でも環境省として戦後復旧にお役に立つ部分、こういったものがあろうかと、そういうふうに思つております。

いずれ、復旧の問題の中、国際社会全体の中でどう取り組んでいくのか、その中で日本政府の役割はどの役割を担うのか、そして、そのまた日本政府の中で環境省はどういう役割を担つていくのか、外務省が窓口になると思いますので、そういう外務省からの要請があれば十分な責任を環境省としても果たしていくべきだと、果たしていくたいと、そういうふうに思つております。

○高橋紀世子君 とにかく日本は国際紛争は武力で解決しないという大きな理想を掲げているんです。だから、やはり私は、この日本がほかの国に先駆けて戦争の環境への破壊を調べるということはどうしても必要だと思います。もちろん、私はこの戦争に、アメリカに対しても反対すべきだったと思うんですけども、少なくとも環境への悪い影響というのは日本が主体になつて調べるべきだと思うんですけれども、もう一度大臣の御所見を伺えるでしようか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 同じ答弁になつてしまふわけでござりますけれども、イラク戦争後の復興支援、これについては我が國も協力をするといふことを再々言つておるわけであります。そして、その協力の仕方でありますけれども、日本が何か、また今後使用されるのかといったような情報が得ることは困難であるというのを理解しておられます。そこで、日本政府の中で日本政府として協力するところがあるのかないのか、これは外務省からの要請があるんだと思うんです。外務省からの要請があれば、これは当然として環境省としての十分な役割を果たしてしまつべきだと、そういうふうに思つておられます。

しかし、今段階で先生がおっしゃるようにそういう影響を調査しろといいましても、これも、具体的にどのような兵器がどこで使われたかといふこともこれは分からぬわけでござりますし、また、そうした情報を得るということも、これも、今の段階ではできないわけでござります。いずれ、復旧の問題の中、戦後復旧の中で環境省としてできることは何なのか、また要請されることはないのか。そういう中で、仮にこうした問題についての調査をするようにと、この要請が国際社会のなかから日本政府にあって、日本政府の中で、これは環境省においてそれをやるべきだということになれば、それはその責任を果たすということになりますかとおもいます。

○高橋紀世子君 とにかく日本は国際紛争を武力で解決しないという大きな理想を持つておるので、後復旧にどう協力するかと、いう中で環境省の責任を果たしていきたいと思っております。

○高橋紀世子君 とにかく日本は国際紛争を武力で解決しないという大きな理想を持つておるので、私は、ほかの国がどうするかを見るのではなくて、やはりもう環境に戦争ほど悪いものはないのですから、積極的行動を取つてもいいのではないかと思いますけれども、もう一度、大臣のお気持ちを伺いたいと思います。

○國務大臣(鈴木俊一君) これはやはりイラクの方の、戦争が終わって新たにそういう暫定統治機

構みたいのもできるというような話を聞いておりますが、先方の方の要請もあるうかと思うんであります。日本の国が、何というんでしようか、ちょっと乗り込んでいいって、そして何か活動をするといふのは必ずしも、イラクがそういうことを望んでいるかといえば、どうなのがいうふうな気がいたします。

いずれ、こういう国際社会の中の話合いの中で、枠組みの中で戦後復旧に協力をすると。そして、日本もその中でこういう部分で協力しろといふことが恐らくその枠組みの中で決まると思います。そして、それは外務省が窓口になると思いますが、その中で、環境問題、環境省として協力をすると、そういう要請があれば、もちろんその中で責任を果たしていくと。それがやはり一番、何と申しますか、効率的かつ常識的な対応の仕方ではないかと考えております。

○高橋紀世子君 日本は本当に国際紛争を武力で解決しないという大きな理想を掲げているのですから、そのことを世界に、やはり自分が平和ではなくて、世界も平和になるように積極的に行動すべきだと私は思います。CO₂の算定方法です。いまだ環境省の見解が理解できないので、もう一つ質問させていただきます。CO₂の算定方法です。いまだ環境省の見解が理得がないで、もう一度質問させていただきたいと思います。

以前も私は二酸化炭素の6%削減を達するための森林吸収量の算定方法について質問いたしました。まだ環境省の見解が理得できないので、もう一度質問させていただきたいと思います。

一九九〇年の森林の吸収量をゼロとして、未来の森林吸収量を算定するという方法はどうしても納得がいかないんです。政府の採用している方法は、日本の森林が減り、森林全体のCO₂吸収量が減少しても温室効果ガスが削減したことになってしまいます。大木環境大臣は、一九九〇年の森林のCO₂吸収量をゼロとして、二〇一〇年の吸収量をそのまま算定するという方法を採用するというふうに、それが京都議定書で認められたからということをございましたが、しかし、たと

え京都議定書がどう定めようとも、おかしいことはおかしいと思うんです。

この算定方法について問題があるとお思いにならないでしょうか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 高橋先生がお話しのとおり、基準年において、一九九〇年において例え

ば森林のCO₂吸収量が年間百トンであつて、それから第一約束期間において年間三百トン吸収であつた場合、その増加分の二百トンが計上されることはなくて、第一約束期間における吸収量である三百トンが算定されると、こういうふうになつて、森林の増加のみを吸収量とする算定方法に転換するというような、世界じゅうがそうならないからいけないかもしれませんけれども、

これは、それぞれ何%削減という義務を課すわ

けであります、それをどういところでやつて

いかというルール作りをしなければそれができ

ないわけでございまして、例えば、日本が勝手に

これを言つてはいるといふんであればこれは問題か

もそれませんが、これはもう激しい各国の議論の

中で、マラケシュのCOP7におきまして、こう

いうようななことが国際ルールとして決められた。

これはもう日本だけでなく、各国もこういう

ルールにのつとつてやつていくといふことでござ

います。

私もCOP8、出させていただきまして、様々

な削減に関する例えば京都メカニズムの問題

等々の技術的な議論というものをいろいろ報告を

受けたわけであります、そこでは、やはりルー

ルをどう決めるかということで激しい論争がござ

いますが、一応ルールとして決まれば、もうそ

れで国際的なルールとしてやつていこうといふこと

になるわけでござりますので、このことについて

も、これはもう既にCOP7で決められた一つの

約束である、この約束に従つて吸収量の計上を我が国も行っていくと、そういうことであると思つております。

○高橋紀世子君 そうかもしませんけれども、おかしいことは、数でおかしく、やっぱり環境のためを考えると、どうもそこに矛盾があるようになります。

○委員長(海野徹君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時五十九分散会
三月二二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、自動車排出ガスによる大気汚染公害被害者に対する救済制度の創設に関する請願(第九二八号)

○高橋紀世子君 その計算方法だと削減する量が甘くなるということで、私はまだ何か納得がいかないんですけども、やはり、京都議定書がこの算定方法を認めているのがどうもおかしいと思うんです。

けれども、京都議定書はこの算定方法を私たちに強制しているわけではありません。私たち人類は、数字遊びではなく、CO₂排出量の実質的な削減を目指さなければならないと思うんです。

これから第一約束期間において年間三百トンが算定されると、こういうふうになつて、森林の増加のみを吸収量とする算定方法に転換するというような、世界じゅうがそうならないからいけないかもしれませんけれども、

そういうふうに働き掛けるのがいいんではないかと私は思ふんですけども、もう一度、大臣からお話を伺いたいと思います。

○國務大臣(鈴木俊一君) 今様々、京都メカニズムの細部等もいろいろと今議論をして詰めているところでございます。

現実の、実際の話として、もうここでの吸収源の話につきましては、これは決着済みのこととございまして、これを日本の方から持ち出して改正を

するということには、これは今までのこういうCOP7、COP8、またそれ以前からの会議の流れを見れば、もうそれは決着したことは決着したこととして、まだ詰めていないことをこれから詰めていかなければならぬと、そういうような状況でございます。

したがいまして、これを日本の国から持ち出しで、またその会議の場で見直しを提起するということは、日本の立場として考えられないことであると思います。

第一章 総則(第一条―第三条)
(第四条―第十一条)

第一節 遺伝子組換え生物等の第一種使用等

用等により生ずる生物多様性影響の防止

に関する措置

第二章 国内における遺伝子組換え生物等の使

用等により生ずる生物多様性影響の防止

に関する措置

第三章 生物検査(第十六条―第二十四条)

第四節 情報の提供(第二十五条・第二十六

条)

十九条

第四章 雜則(第三十条—第三十七条)

第五章 罰則(第三十八条—第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(以下「議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保し、もつて人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物」とは、一の細胞(細胞群を構成しているものを除く。)又は細胞群であつて核酸を移転し又は複製する能力を有するものとして主務省令で定めるもの、ウイルス及びウイロイドをいう。

二 この法律において「遺伝子組換え生物等」とは、次に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物を有する生物をいう。
一 細胞外において核酸を加工する技術であつて主務省令で定めるもの
二 異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術であつて主務省令で定めるもの
三 この法律において「使用等」とは、食用、飼料用その他の用に供するための使用、栽培その他育成、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為をいう。

4 この法律において「生物の多様性」とは、生物の多様性に関する条約第一条に規定する生物の多様性をいう。
5 この法律において「第一種使用等」とは、次項に規定する措置を執らないで行う使用等をいう。
6 この法律において「第二種使用等」とは、施

設、設備その他の構造物(以下「施設等」という。)の外の大気、水又は土壤中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもつて行う使用等であつて、そのことを明示する措置その他の主務省令で定める措置を執つて行うものを行う。

7 この法律において「拡散防止措置」とは、遺伝子組換え生物等の使用等に当たつて、施設等を用いることその他必要な方法により施設等の大気、水又は土壤中に当該遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するために執る措置をいう。

(基本的事項の公表)

第三条 主務大臣は、議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項(以下「基本的事項」という。)を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であつて、生物の多様性を損なうおそれのあるもの(以下「生物多様性影響」という。)を防止するための施策の実施に関する基本的な事項

二 遺伝子組換え生物等の使用等をする者がその行為を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、遺伝子組換える生物等の使用等が適正に行われるることを確保するための重要な事項

第一節 遺伝子組換え生物等の第一種使

(遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程の承認)

第四条 遺伝子組換え生物等を作成し又は輸入して第一種使用等をしようとする者その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第

一種使用等に関する規程(以下「第一種使用規程」という。)を定め、これにつき主務大臣の承認を受けなければならない。ただし、その性状等からみて第一種使用等による生物多様性影響が生じないことが明らかな生物として主務大臣が指定する遺伝子組換え生物等(以下「特定遺伝子組換え生物等」という。)の第一種使用等をしようとする場合、この項又は第九条第一項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた第一種使用規程(第七条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき主務大臣により変更された第一種使用規程について)は、その変更後のもの)に定める第一種使用等をしようとする場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等による生物多様性影響について主務大臣が定めるところにより評価を行い、その結果を記載した図書(以下「生物多様性影響評価書」という。)その他主務省令で定める書類とともに、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第十三条第二項第一号及び第十八条第四項第二号において同じ。)
二 第一種使用規程

3 第一種使用規程は、主務省令で定めるところにより、次の事項について定めるものとする。
一 遺伝子組換え生物等の種類の名称

二 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容及び方法

(承認取得者の義務等)

5 主務大臣は、前項の規定により学識経験者から聴取した意見の内容及び基本的事項に照らし、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程に従つて第一種使用等をする場合に野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるときは、当該第一種使用規程の承認をしなければならない。

6 第四項の規定により意見を求められた学識経験者は、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程及びその生物多様性影響評価書に関する知識を得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の承認に閑して必要な事項は、主務省令で定める。(第一種使用規程の修正等)

第五条 前条第一項の承認の申請に係る第一種使用規程に従つて第一種使用等をする場合に生物多様性影響が生ずるおそれがあると認める場合には、主務大臣は、申請者に対し、主務省令で定めるところにより、当該第一種使用規程を修正すべきことを指示しなければならない。ただし、当該第一種使用規程に係る遺伝子組換え生物等の第一種使用等をすることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による指示を受けた者が、主務大臣が定める期間内にその指示に基づき第一種使用規程の修正をしないときは、主務大臣は、その者の承認の申請を却下する。

3 第一項ただし書に規定する場合においては、主務大臣は、その承認を拒否しなければならない。

第十一部 環境委員会会議録第六号 平成十五年四月十五日

【参議院】

一五

2	主務大臣は、次条第一項の規定に基づく第一種使用規程の変更又は廃止を検討しようとするときその他当該第一種使用規程に関し情報を収集する必要があるときは、当該第一種使用規程に係る承認取得者に対し、必要な情報の提供を求めることができる。
(承認した第一種使用規程の変更等)	
第七条	主務大臣は、第四条第一項の承認の時に予想することができなかつた環境の変化又は同項の承認の日以後における科学的知見の充実により同項の承認を受けた第一種使用規程に従つて遺伝子組換え生物等の第一種使用等がなされた場合においてもなお生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至つた場合は、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該第一種使用規程を変更し、又は廃止しなければならない。
2	主務大臣は、前項の規定による変更又は廃止については、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聞くものとする。
3	前項の規定により意見を求められた学識経験者は、第一項の規定による変更又は廃止に係る第一種使用規程及びその生物多様性影響評価書に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
4	前三項に規定するものほか、第一項の規定による変更又は廃止に関する必要な事項は、主務省令で定める。
(承認した第一種使用規程等の公表)	
第八条	主務大臣は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
一	第四条第一項の承認をしたとき その旨及び承認された第一種使用規程
二	前条第一項の規定により第一種使用規程を変更したとき その旨及び変更後の第一種使
三	前条第一項の規定により第一種使用規程を廃止したとき その旨
2	(本邦への輸出者等に係る第一種使用規程についての承認)
第九条	遺伝子組換え生物等を本邦に輸出して他の者に第一種使用等をさせようとする者その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等を他の者にさせようとする者は、主務省令で定めるところにより、遺伝子組換え生物等の種類ごとに第一種使用規程を定め、これにつき主務大臣の承認を受けることができる。
2	前項の承認を受けようとする者が本邦内に住所(法人にあっては、その主たる事務所。以下この項及び第四項において同じ。)を有する者以外の者である場合には、その者は、本邦内において遺伝子組換え生物等の適正な使用等のために必要な措置を執らせるための者を、本邦内に住所を有する者その他主務省令で定める者のうちから、当該承認の申請の際選任しなければならない。
3	前項の規定により選任を行つた者は、同項の規定により選任した者(以下「国内管理人」といいう。)を変更したときは、その理由を付してその旨を主務大臣に届け出なければならない。
4	第四条第二項から第七項まで、第五条及び前条の規定は第一項の承認について、第六条の規定は第一項の承認を受けた者(その者が本邦内に住所を有する者以外の者である場合にあっては、その者に係る国内管理人)について、第七条の規定は第一項の規定により承認を受けた第三者の規定は第一項の規定により承認を受けた第一種使用規程に従うことができない場合において、生物多様性影響が生ずるおそれのあるときは、直ちに、生物多様性影響を防止するための応急の措置を執るとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならぬ。
2	主務大臣は、前項に規定する者が同項の応急の措置を執っていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する応急の措置を執るべきことを命ぜることができる。
第二節 遺伝子組換え生物等の第二種使用等	
(主務省令で定める拡散防止措置の実施)	
第一項	主務大臣は、当該第二種使用等に当たつて執るべき拡散防止措置が主務省令により定められる場合には、その使用等をする間、当該拡散防止措置を執らなければならない。
第三項	主務大臣は、第一種第一項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の第一種使用等をした者、又はしている者に対し、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
2	主務大臣は、第七条第一項(前条第四項において準用する場合を含む。)に規定する場合その他の特別な事情が生じた場合において、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるととき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、遺伝子組換え生物等の第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
3	前項の規定により選任を行つた者は、同項の規定により選任した者(以下「国内管理人」といいう。)を変更したときは、その理由を付してその旨を主務大臣に届け出なければならない。
4	第四条第二項から第七項まで、第五条及び前条の規定は第一項の承認について、第六条の規定は第一項の承認を受けた者(その者が本邦内に住所を有する者以外の者である場合にあっては、その者に係る国内管理人)について、第七条の規定は第一項の規定により承認を受けた第三者の規定は第一項の規定により承認を受けた第一種使用規程に従うことができない場合において、生物多様性影響が生ずるおそれのあるときは、直ちに、生物多様性影響を防止するための応急の措置を執るとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならぬ。
2	主務大臣は、第十二条の主務省令の制定又は前条第一項の確認の日以後における遺伝子組換え生物等に関する科学的知見の充実により施設等の外への遺伝子組換え生物等の拡散を防止するため緊急の必要があると認めるに至つたときは、第十二条の主務省令により定められている拡散防止措置を執ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
第三項	主務大臣は、第十二条の主務省令の制定又は前条第一項の確認の日以後における遺伝子組換え生物等に関する科学的知見の充実により施設等の外への遺伝子組換え生物等の拡散を防止するため緊急の必要があると認めるに至つたときは、第十二条の主務省令により定められている拡散防止措置を執つて第二種使用等をしている者、若しくはした者又は前条第一項の確認を受けた者に対し、当該拡散防止措置を改善するための措置を執ることその他の必要な措置を執る

べきことを命ずることができる。

(第二種使用等に関する事故時の措置)

第十五条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等を

している者は、拡散防止措置に係る施設等にお

いて破損その他の事故が発生し、当該遺伝子組

換え生物等について第十二条の主務省令で定め

る拡散防止措置又は第十三条第一項の確認を受けた拡散防止措置を執ることができないときは、直ちに、その事故について応急の措置を執ることとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならぬ。

2 主務大臣は、前項に規定する者が同項の応急の措置を執っていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する応急の措置を執るべきことを命ずることができる。

第三節 生物検査

(輸入の届出)
第十六条 生産地の事情その他の事情からみて、その使用等により生物多様性影響が生ずるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合その他これに類する場合であつて主務大臣が指定する場合に該当するときは、その指定に係る輸入をしようとする者は、主務省令で定めることに由来するところにより、その都度その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(生物検査命令)

第十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、前条の規定による届出をした者に対し、その者が行う輸入に係る生物(第三項及び第五項において「検査対象生物」という。)につき、主務大臣又は主務大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)から、同条の指定の理由となつた遺伝子組換え生物等であるかどうかについての検査(以下「生物検査」という。)を受けるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令は、前条の規定による届出を受けた後直ちにしなければ

ならない。

3 第一項の規定による命令を受けた者は、生物

検査を受け、その結果についての通知を受ける

までの間は、施設等を用いることその他の主務

大臣の指定する条件に基づいて検査対象生物の

使用等をしなければならず、また、検査対象生

物を譲渡し、又は提供してはならない。

4 前項の通知であつて登録検査機関がするもの

は、主務大臣を経由してするものとする。

5 主務大臣は、第三項に規定する者が同項の規

定に違反していると認めるときは、その者に對

し、同項の条件に基づいて検査対象生物の使用

等をすることその他の必要な措置を執るべきこ

とを命ずることができる。

(登録検査機関)

第十八条 前条第一項の登録(以下この節において「登録」という。)は、生物検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者である。

二 第二十一条第四項又は第五項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、前二号のいずれかに該当する者があること。

四 登録申請者が、業として遺伝子組換え生物等の使用等をし、又は遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供している者(以下この号において「遺伝子組換え生物使用業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

五 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、遺伝子組換え生物使用者等がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ一第一項の親会社をいう。)であること。

六 登録申請者の役員(合名会社又は合資会

社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員(過去二年間にその遺伝子組換え生物使用者等であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

八 登録申請者は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、主務省令で定める。

一 凍結乾燥器、粉碎機、天びん、遠心分離機、分光光度計、核酸増幅器及び電気泳動装置を有すること。

二 次のいずれかに該当する者が生物検査を実

施し、その人数が生物検査を行う事業所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大學令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において

医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産

学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の

課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上分子生物学的検査の業

務に従事した経験を有する者であること。

ロ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の

課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上分子生物学的検査の業

務に従事した経験を有する者であること。

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

八 登録申請者が、業として遺伝子組換え生物等の使用等をし、又は遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供している者(以下この号において「遺伝子組換え生物使用業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

九 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、遺伝子組換え生物使用者等がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ一第一項の親会社をいう。)であること。

十 登録申請者の役員(合名会社又は合資会

社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員(過去二年間にその遺伝子組換え生物使用者等であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

十一 登録申請者は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手續は、主務省令で定める。

一 凍結乾燥器、粉碎機、天びん、遠心分離機、分光光度計、核酸増幅器及び電気泳動装置を有すること。

二 次のいずれかに該当する者が生物検査を実

用業者等の役員又は職員(過去二年間にそ

の遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定

項を記載してするものとする。

一 登録の年月日及び番号

二 登録を受けた者の氏名及び住所

三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定

める事項

(遵守事項等)

第十九条 登録検査機関は、生物検査を実施する

ことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、生物検査を実施しなければならない。

2 登録検査機関は、公正に、かつ、主務省令で定める方法により生物検査を実施しなければならない。

3 登録検査機関は、生物検査を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しよ

うとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

4 登録検査機関は、その生物検査の業務の開始前に、主務省令で定めるところにより、その生物検査の業務の実施に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

5 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」とい

う。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならぬ。
一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
5 主務大臣は、登録検査機関が第十八条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、登録を取り消さなければならない。
6 主務大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて生物検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
7 第十九条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したときは、
8 登録検査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、その生物検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
（秘密保持義務等）
第二十条 登録検査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その生物検査に關し知り得た秘密を漏らしてはならない。
2 生物検査に從事する登録検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
（適合命令等）
第二十一条 主務大臣は、登録検査機関が第十八条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
2 主務大臣は、登録検査機関が第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反していると認める
（公示）
第二十三条 主務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 登録をしたとき。
二 第十九条第三項の規定による届出があつたとき。
三 第十九条第八項の許可をしたとき。
4 生物検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
（手数料）
第二十四条 生物検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(登録検査機関が生物検査を行う場合にあっては、登録検査機関)に納めなければならない。
2 前項の規定により登録検査機関に納められた手数料は、登録検査機関の収入とする。
（適正使用情報）
第二十五条 主務大臣は、第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けた第一種使用規程に係る第一条から第三項までの規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により登録を受けたとき。
（報告徵収及び立入検査）
第二十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その生物検査の業務に關し報告を求め、又はその職員に、登録検査機関の事務所に立ち入り、登録検査機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
（情報の提供）
第二十七条 遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、主務省令で定めるところにより、輸入国に對し、輸出しようとする遺伝子組換え生物等の種類の名称その他の主務省令で定める事項を通告しなければならない。ただし、専ら動物のため、必要に応じ、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、若しくは委託してその第一種使用等をさせようとする者がその譲渡若しくは提供を受ける者若しくは委託を受けたその第一種使用等をする者に提供すべき情報(以下「適正使用情報」という。)を定め、又はこれを変更するものとする。
2 主務大臣は、前項の規定により適正使用情報を定め、又はこれを変更したときは、主務省令で定めるところにより、当該遺伝子組換え生物等又はその包装、容器若しくは送り状に当該遺伝子組換え生物等の使用等の態様その他主務省令で定める事項を表示したものでなければ、輸出書の規定は、本条の規定による輸出について準用する。

(輸出に関する命令)

第二十九条 主務大臣は、前二条の規定に違反して遺伝子組換え生物等の輸出が行われた場合において、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等を輸出した者に対し、当該遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第四章 雜則

(報告徴収)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、遺伝子組換え生物等(遺伝子組換え生物等であることの疑いのある生物を含む。以下この条、次条第一項及び第三十二条第一項において同じ。)の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行つた場合その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

(立入検査等)

第三十一条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者からその行為の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができ。立入検査等)

ない。

(センターアによる立入検査等)

第三十二条 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めることは、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人水産総合研究センター又は独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「センターア」という。)に対し、次に掲げるセンターア等の区分に応じ、前条第一項の規定による立入検査等に対する命令に対し、次に掲げるセンターア等との区分に応じ、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

第五章 罰則

第三十三条 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、同項各号に掲げるセンターア等の区分に応じ、センターア等に對し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(科学的知見の充実のための措置)

第三十四条 国は、遺伝子組換え生物等及びその使用等により生ずる生物多様性影響に関する科学的知見の充実を図るために、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の意見の聴取)

第三十五条 国は、この法律に基づく施策に国民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、生物多様性影響の評価に係る情報、前条の規定により収集し、整理し及び分析した情報その他の情報を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。

(主務大臣等)

第三十六条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。

二 当該職員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去(以下「立入検査等」という。)をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならぬ。

ばならない。

第三十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第三十八条 第十条第一項若しくは第二項、第十五条第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第十九条第二項、第十七条第五項、第二十六条规定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して第一種使用者をした者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けた者

三 第四十一条次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第六項又は第七条第三項(これらの規定を第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第二十一条第一項の規定に違反した者

三 第四十二条第一項の規定による生物検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条规定による立入検査等をする場合は、遺伝子組換え生物等に関し知識経験を有し、関係者に提示しなければならない。

二 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の確認を受けた者

三 第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の区分に応じ当該各号に定める大臣が発する命令で定める条件に適合するものに行わせなければならぬ。

二 当該職員は、前項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査等をする場合は、遺伝子組換え生物等に関し知識経験を有する職員であつて、同項各号に掲げるセンターア等の区分に応じ当該各号に定める大臣が発する命令で定める条件に適合するものに行わせなければならぬ。

二 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

三 第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の区分に応じ当該各号に定める大臣が発する命令で定める条件に適合するものに行わせなければならぬ。

四 偽の届出をして輸入した者	四 第二十六条第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供して遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者	五 第二十七条の規定による通告をせず、又は虚偽の通告をして輸出した者	六 第二十八条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして輸出した者
第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。	一 第三十条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者	二 第三十一条第一項又は第三十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	三 第四十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
二 第三十二条第七項の規定に違反して、同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。	一 第十九条第八項の許可を受けないで生物検査の業務の全部を廃止したとき。	二 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	三 第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条、第三十九条、第四十二条又は第四十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。
三 第四十六条 第六条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下	四 四条又は第九条の規定の例により、その承認の申請をすることができる。	五 第二条 第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けようとする者は、施行日前においても、第四条主務大臣は、前項の規定により承認の申請があつた場合には、施行日前において、第十八条第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。	六 第二条 第四条第一項又は第九条第一項の規定により、その承認をすることができる。この規定の例により承認を受けたときは、施行日において同条第一項の規定によりその登録を受けたものとみなす。

四 第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。	五 第四十八条 第三十三条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンター等の役員は、二十万円以下の過料に処する。	六 第四十九条第五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
一 第四十九条第五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。	二 正当な理由がないのに第十九条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。	三 第四十九条第五項の規定による請求を拒んだとき。
四 第四十九条第五項の規定による請求を拒んだとき。	五 第四十九条第五項の規定による請求を拒んだとき。	六 第四十九条第五項の規定による請求を拒んだとき。
七 第四十九条第五項の規定による請求を拒んだとき。	八 第四十九条第五項の規定による請求を拒んだとき。	九 第四十九条第五項の規定による請求を拒んだとき。

一 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	二 主務大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、施行日前においても、第十九条第四項の規定の例により、認可を受けることができる。	三 この法律の施行の際現に第十三条第一項に規定する第二種使用等をしている者であつて、同項の確認を受けた拡散防止措置を執っていないものは、施行日から六月間は、当該確認を受けた拡散防止措置を執っているものとみなす。その者がその期間が満了するまでに当該確認の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
四 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	五 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	六 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)
七 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	八 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	九 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)
十 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	十一 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	十二 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)
十三 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	十四 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	十五 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)

一 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	二 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	三 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)
四 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	五 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	六 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)
七 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	八 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	九 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)
十 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	十一 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	十二 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)
十三 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	十四 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)	十五 第二条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)

第十条第二項を次のように改める。 2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行ふ。	
一 種苗法(平成十年法律第八十三号)第五十一条の二第一項の規定による集取 二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による立入り、質問、検査及び収去	
十五年法律第 号(第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去	
独立行政法人水産総合研究センター法の一部	
第十三条 独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。	
（独立行政法人家畜改良センター法の一部改正） 第十条 独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。	
（独立行政法人肥飼料検査所法の一部改正） 第十条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。	
三 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第 号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去	
第十条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。	
四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第 号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去	
第十一条 独立行政法人肥飼料検査所法(平成十一年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。	
（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正） 第十一条第一項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。	
第十二条第一号中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。	
（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正） 第十四条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十二年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。	
四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第 号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去	
（独立行政法人農薬検査所法の一部改正） 第十一条 独立行政法人農薬検査所法(平成十一年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。	
二 検査所は、前項の業務のほか、次の業務を行ふ。	
2 検査所は、前項の業務のほか、次の業務を行ふ。	
一 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十三条の二第一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三第二項の規定による立入検査	
第十五条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正	
第十五条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十二年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。	
四月十一日本委員会に左の案件が付託された。 一、自動車排出ガスによる大気汚染公害被害者に対する救済制度の創設に関する請願(第一五〇五号)	
一 薬事法第六十九条の二第一項又は第八十条の六第一項の規定による政令で定める立	
入検査、質問及び収去	
二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第 号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去	
（独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正） 第十三条 独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。	
（独立行政法人肥飼料検査所法の一部改正） 第十条第一項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。	
（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正） 第十二条第一号中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。	
（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正） 第十四条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十二年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。	
四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第 号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去	
（独立行政法人農薬検査所法の一部改正） 第十一条 独立行政法人農薬検査所法(平成十一年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。	
二 検査所は、前項の業務のほか、次の業務を行ふ。	
2 検査所は、前項の業務のほか、次の業務を行ふ。	
一 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十三条の二第一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三第二項の規定による立入検査	
第十五条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正	
第十五条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十二年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。	
四月十一日本委員会に左の案件が付託された。 一、自動車排出ガスによる大気汚染公害被害者に対する救済制度の創設に関する請願(第一五〇五号)	
一 自動車排出ガスによる大気汚染公害被害者に対する救済制度の創設に関する請願(第一五〇五号)	
請願者 埼玉県加須市南大桑二、六八七 新井好乃 外九百九十九名 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。	

平成十五年四月二十二日印刷

平成十五年四月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

C